

## 韓国の初期社会・生活行政をめぐる資料検証（その4）

—崔千松と社会保障審議委員会研究室の活動軌跡—<sup>注</sup>

金 早 雪

信州大学経済学部

はじめに

第1章 社保審研究室の誕生から終焉まで

1. 社保審研究室誕生の人的・社会的背景
2. 資料で読む社保審研究室の組織変遷

第2章 社保審研究室の調査研究活動

1. 調査研究報告（1964～85年）が語る社保審研究室の足跡
2. 草創期の啓蒙的研究と実践的調査
3. 社会開発プロジェクト時代の政策構想
4. 冷遇期の〈自由な〉調査研究

第3章 「行動する知性人」崔千松の社会思想と実践活動

1. 三均主義と連帯・分配のための社会保障構想
2. 啓蒙活動のネットワークと限界

結び

参考文献

資料 I 朴正熙最高会議議長「社会保障制度確立」指示覚書（1962年7月28日）

- II 社会保障審議委員会と研究委員に関する法令・規程
- III 社会保障審議委員会研究室による調査研究（1964～85年）一覧
- IV 崔千松「社会保障制度考」（1961年）全訳
- V 崔千松「社会保障の権利」（1973年）抄訳

はじめに

1961年5・16軍事政変で登場した朴正熙政権は、革命公約（第4項）で、「絶望と飢餓線にあえぐ民生苦を至急に解決する」とうたい、62年2月には、保健社会部に「社会保障制度審議委員会」を新設し（翌年、名称から「制度」を削除）、この審議機構創設の提唱者でソルボンヌ大学で社会学を修めてきた崔千松らを、

同委員会に付設する常任の「専門委員」（翌年から「研究委員」）に任命した。この研究者集団「社保審研究室」の活動は、朴正熙政権が社会保障・福祉にどの程度の関心を有し、許容したかによって、直接かつ大きく左右された。具体的には、社会保障に理解ある軍医・鄭熙燮<sup>チョンヒョプ</sup>が保健社会部（省）の長官（大臣）に就いた1962～63年にこの研究室が設置され、次いで鄭が再度、長官に任命された1967～69年には、経

<sup>注</sup>本稿は、アジア経済研究所の宇佐見耕一先生主催研究会の訪韓調査（平成21年8月、同23年3月、同25年8月）の副産物であるが、信州大学科研奨励助成（平成22年度）と科研「韓国の初期社会・生活行政に関する一次的資料の収集と検証」（平成25～27年

度）の一部も活用している。現地での資料収集では、ゼミ生の鄭守敬さん（光云大学からの交換留学生：当時）、鄭賢姫さん（本学人文学部留学生）などにも協力を仰いだ。以上、関係各位に謝意を表したい。

済開発と並行する「社会開発」プロジェクトが、この研究室の主導によって大々的に展開された。しかし1972年から始まる第3次経済開発5ヵ年計画では、重化学工業化が優先され、維新体制という政治的制約のなかで、崔ら社保審研究室が志向した「社会開発」は構想倒れに終わる。75年以降、研究室は人員を縮減され所属・待遇も格下げされ、政策形成への参与の機会も与えられず、82年には韓国人口問題研究所の一隅におかれ、89年、最後に残った研究者3人が、現・韓国保健社会研究院（KIHASA）に統合されることで、終焉を迎えた。

社保審研究室が、韓国の社会・生活政策の開始と展開過程において果たした役割については、拙稿（2014b）に譲り、本稿では、そうした政策展開に関わる資料検証として、社保審研究室の実態——組織と研究——それ自体を扱う。そのために、創設から約20年間、社保審研究室の中心的存在であった研究者本人による記録（崔千松1991）と、数年間、在籍経験を持つ孫鶴奎<sup>ソンジョンギョ</sup>の著書（1983）などをもとに、社保審研究室による調査研究報告類の整理・収集と検討から着手した。現存資料の検索では「韓国教育學術情報院データベース」（RISS）を活用し、現物の入手・確認は、主として保健福祉部資料室のほか、国立中央図書館、国会図書館などにあった。その結果、現時点で社保審研究室の調査研究成果と云うものは、後掲の資料Ⅲにあるように、合計140点ほどが確認される。この過程で、社保審研究室の調査研究書89点を再録した韓国保健社会研究院のDVD資料（2010年刊行）を得たが、これに収録されていない調査研究書も50点近くあるほか、収録リストの刊行年には誤謬が多い。社保審研究室を統合した政府シンクタンクでさえ、基礎的な資料考証を正確になしえない状況にあり、社保審研究室とその研究軌跡をミスリードする可能性が危惧される。社保審研究室の正確な実態の把握が必要と考えるゆえんである。

以下、社保審研究室の誕生から終焉までの組織実体（第1章）、社保審が手掛けた調査研究

の整理と検証（第2章）、そして崔千松の社会思想と実践活動（第3章）について論じ、末尾の資料には、関連行政文書・法令類、調査研究成果一覧、そして崔千松の「社会保障考」（1961年）全訳と「社会保障の権利」（1973年）抄訳を付した。

## 第1章 社保審研究室の誕生から終焉まで

「社会保障審議委員会研究室は、当初は次官直屬別働隊としてその機能が明確であったが、以来、長官が代わるたびに審議機能と研究機能の混同から、審議機能だけは次官直屬と解釈され、研究機能は勝手に解釈されてきた結果、次官室から長官室へ、長官室から企画室へ、そして社会局へと所属が移ったため、長期包括的な社会保障研究には手も触れられず、当座至急を要する短期行政試行錯誤を準備するための計画業務の部分を担当するのに汲々としてきた」（崔千松1977：197）

### 1. 社保審研究室誕生の人的・社会的背景

朴正熙ら軍事革命政権時代にあった1962年初頭に、社会保障政策に関する研究者集団が保健社会部に設置された。その後の朴正熙政権の軍事・経済優先政策とは相いれない志向性を持つ研究組織が、政府内に設置された背景には、次のような3つのファクター（＝アクター）の存在があった。第1には、1959年秋ごろから保健社会部内で官僚と専門家ら数人からなる「健康保険制度導入のための研究会」（木曜会）が持たれていたこと、第2に、直前の学生革命で誕生した民主党政府による「全国総合経済会議」（1960年12月）において社会保障制度に関する審議会設置が合意されていたこと——この提案者こそその後、社保審研究室を20年間率いる崔千松である——、そして第3に、1961年の軍事クーデター後の政権内部（とくに文教社会委員会）に、社会保障制度に関心と期待を寄せる軍医・軍人らがいたこと、である。これら3者が関わった、1960年前後の社会保障政策に関する事実経過は、表1の通りである。

表1 社保審研究室誕生前後の経緯

年 月	事項
1959年秋 1960年1月～4月 4月19日 6～8月 12月15～19日	保健社会部医政局「健康保険制度導入のための研究会」(木曜会) 毎週開催 梁在謨 (医政局諮問委員), WHO 奨学生として欧州・アジア視察 学生革命 (4月26日, 李承晩政権退陣) 6月に憲法改正, 7月の総選挙を経て, 8月に民主党政権成立 全国総合経済会議: 崔千松が社会保障制度審議会設置を提案し採択
1961年5月16日 同上 7月7日 12月28～29日 12月30日	朴正熙らによる軍事革命 (5・16クーデター) 梁在謨「社会保障制度創始に関する建議」(前年の海外視察報告) 作成 鄭熙燮, 保健社会部長官に就任 (～63年12月) 崔千松「社会保障制度考」, 『大韓日報』朝刊に掲載【全文邦訳は資料Ⅳ】 生活保護法・児童福利法を制定
1962年2月20日 7月28日	社会保障制度審議委員会規定 (閣令) 制定: 審議委員 (学会から白昌錫, 梁在謨, 河相洛, 禹基度ら8名), 専門委員4名 (崔千松ら) 及び参事4名を任命 「社会保障制度確立」指示覚書 (第12531号)【資料Ⅰ】(起草者は文教社会委員会専門委員の禹基度ら)
1963年11月5日 12月16日 12月17日	社会保障に関する法律 (法律第1437号) 制定 社会保障審議委員会規定 (閣令第1748号) 制定 民政移管・第三共和国発足

出所: 孫鶴奎 (1983), 崔千松 (1991) などをもとに筆者作成。

まず保健社会部の「木曜 (研究) 会」は, 医政局 (長) が主宰し, 医務課長, 施設課長のほか, 医療関係の諮問委員ら8人程度で, ほぼ毎週開催されていたという (孫鶴奎1983: 60-5)。すでに保社行政では, 遅くとも1957～58年頃には, 地方行政官らからも短期・応急的な救護行政を中長期視点から見直す必要性が指摘されていたが (金早雪2012b), 57年に復興部から経済復興計画が発表されたことで, 産業化に対応した保社政策の具体的な構想にも関心が向けられ始めたと考えられる。実際, 医政局・木曜会

以外にも, 労働局では失業保険と労災保険について, 社会局では公共扶助について, 部分的ながら制度や政策改革が討議され始めていたという (孫1983: 65-8)。これに前後する1958～60年には, 直後に初代審議委員に就く白昌錫・金致善・禹基度がそれぞれ『社会政策』『社会政策総論』『経済法・社会保障法』を公刊しているほか, 木曜研究会メンバーの梁在謨と孫昌達による医療保険に関する調査研究なども作成されていた (表2)。

表2 社保審設置以前の関連文献

刊行年	タイトル	著者/出版社	頁	備考 (RISS 情報)
1958	社会政策	白昌錫/東国出版社	298	1963年の増補改訂版は博英社
1959	国民医療に関する調査研究: ソウル市民の傷病及び医療に関する総合的研究	梁在謨/延世医大	105	衛生学学位論文
1960	経済法・社会保障法	金致善/法文社	345	
1960	社会政策総論	禹基度/一潮閣	291	『社会政策各論』1964年, 同社

1961	社会保障制度創始に関する建議	梁在謨（保健社会部・健康保険制度研究員，医学博士）／保健社会部	160	ソウル大行政大学院修士論文
1961	健康保険制度（5 個年計画）試案	孫昌達／保健社会部	不詳	非公刊・内部資料か

注：白昌錫，梁在謨，金致善，禹基度はいずれも初代の社会保障制度審議委員で（後掲の表4，参照），孫昌達はその後1968年ごろから87年ごろまで社保審研究室の研究委員となっている（後掲，表8）。

出所：崔千松（1991：194-201）。備考欄は筆者追記。

これらのなかでも社保審設置に直接関係するのが，梁在謨『社会保障制度創始に関する建議』（1961）<sup>1</sup>である。梁は，おそらく木曜研究会に並行して，1959年，韓国で初めて医療に関する実態調査を行い，翌年，保健社会部の推薦でWHO奨学生として西欧・日本・中華民国を3ヵ月間，視察に出ている。この『建議』は，その視察報告を兼ねたもので，肩書きは「保健社会部 医療保険制度研究員（医学博士）」とある。「社会保障制度」と題しているが，救護（公的扶助）などはカバーされておらず，社会保険制度の必要性を説いている。欧州などの視察直後だけに，社会保障制度が韓国では「晩時之嘆」（出遅れの感）がなきにしもあらずで，長期構想に向けて社会保障制度審議会を国務総理か保健社会部長官のもとに設置すべきこと，ただし失業まで含む「一切事故を網羅する総括的な制度を一時に全国民に適用しようとするのは危険千万で，予算面からみても技術的にみてもほとんど不可能なこと」（p.5）ゆえ，まずは「国家生産力の増強」と「政局の安定と国家政策遂行」を勘案して炭鉱労働者と公務員から（地域としては長省地区とソウル市）から順に短期疾病保険（出産含む）と労災保険制度を導入すること（pp.14-5），そしてILOの対パキスタン政府報告書を参考として早急に無医村を解消すべきこと（はしがき），と論じている<sup>2</sup>。

梁の建議内容の多くは，崔千松にも共有されている。ただし，医学者の梁の関心は主として健康保全にあり，崔がこだわり続けた社会保障による連帯・再分配といった主張はみられない。

では，崔千松はどのような社会保障制度を，どのようにして構築しようとしたのか，第2のファクターである4・19直後の状況を確認しておこう。崔（1991：20）によると，社会保障制度の研究機構設置は，1960年12月，民主党政府主催の「全国総合経済会議」<sup>3</sup>で，崔自身が分科会で提唱し，全体会議でも採択されたという。その規程が閣議に回付される直前に5・16クーデターが起こり，中断していた。崔は，「革命政府関係者らの注意を集めようと，1961年12月28-29日付け『大韓日報』朝刊に「社会保障制度考」（全文の邦訳は後掲資料Ⅳ）という，邦訳4,000字強（ハングルでもほぼ同程度）の新聞紙上にはやや長めの論説を掲載している。

同論稿は，「社会保障という言葉は近年我が国でも為政者や識者らの間で活発に広まり，真摯に論議される現象は，日常生活にあえぐ我々にとってはまことに喜ばしい成り行きでないはずはない。」という書き出しで始まり，

「……仮称『社会保障制度審議会』を国務総理直属下に設置すべきことを……当時政府に建議したことがある。すでに革命政府によって，社会保障制度の部分的な布石は投じられ

<sup>1</sup>梁在謨（1961）は保健福祉部資料室に蔵書されているが，その書誌情報で苗字が「深」（심：SIM）と誤記されていて，「梁」（양：YANG）名ではヒットしない。

<sup>2</sup>梁在謨（1961）はこのほか，医療保険構想として，「社会保障10ヵ年（又は5ヵ年）計画案の一部として，人口5～10万程度の自治体が保険業務権限を持ち（pp.22-3），病院所管の一元化と保険事業に

あたる「仮称・韓国社会保険公社」を設置すること（p.44），隘路は医療供給の人員不足にある，などと指摘している。

<sup>3</sup>尹潽善大統領と張勉首相も参加していた「全国総合経済会議」の主宰者は，植民地時代からの社会主義運動家で4・19教授デモ参加後に成均館大学総長に就任した卞熙瑢（1894生～1966没，慶応大卒，女性国会議員・朴順天の夫としても知られる）である。

ているゆえ、早い時日内に統合考察機構が実現されることを望むばかりである。」(傍点は引用者)(崔1977:379)

と締めくくっている。傍点を付した「革命政府によって……布石は投げられている」という記述は、直前に言及されている公務員年金と軍事援護を指している。これを基盤として、「総体的で長期的な総合計画として社会保障制度」の構築をとという意味は、公務員・軍人だけでなく、医療、産業災害などの社会保険制度を一般国民・労働者にも広げるべきであるという点にある。後述するように、崔千松(ら)・社保審研究室は、いわば「軍民格差」を当初、問題視していたからである。

第3のファクターである、革命政権内部の社会保障政策の推進者については、孫鶴奎(1983:68,81)によると、文教社会委員会の洪鍾哲(1963年当時、陸軍大領)<sup>4</sup>を筆頭に、初代委員長の孫昌奎(同、予備役・陸軍准将)、第2代委員長の金容珣(同、陸軍少将)らがとくに熱心で、社保審研究委員らの政策構想を朴正熙議長に伝えたりしていた。その結果、1962、63の両年度とも、政策の「基本方針」の1つに社会保障制度の構築が明言されている。具体的な政策として、1962年2月に「社会保障制度審議委員会規程」が制定され——この文案作成者は保健社会部の金学黙次官と諮問委員・孫昌奎とのこと(孫鶴奎1983:69)——、「社会保障制度審議委員会」とその専門委員が任命された<sup>5</sup>。

半年後の1962年7月には、朴正熙国家最高会議議長(陸軍大将)名で内閣首班に向けて、「①……福祉国家を早急に打ち立てること……/②すでに生活保護法を公布し、……国民、

企業主、政府がともに参与し連带的に国民生活を保障する恒久的な社会保障制度が経済開発と並行して推進されなければならないこと/③……実施に比較的容易な保険を選択して着手し……我が国に適合した制度を研究発展させる……」とする3項目の「社会保障制度確立」の指示覚書(資料I)——素案作成者は前出の禹基度と孫昌奎らとのこと(孫鶴奎1983:80-5)——が発令された。

このように革命政権中枢近くに社会保障への理解者がいたとはいえ、「最高会議全体はかなり消極的であった(孫1983:83)と言われるように、1963年末の「社会保障に関する法律」の制定では、崔千松(ら)が意図したような、審議会及び付属研究機構の地位・権限の強化が果たせず、社会保障構想の実現についても「国家財政を斟酌」するといった制約が課された。

これに対して、崔は、「社会保障の基本理念」・「基本的理解」とは「所得再分配機能を働かせること」にあると考えており、そのためには援護庁による軍人年金や軍警援護の優先も廃して、「一元的」な「財政の統合的均衡」の必要があると考えていたため、同法に対して、次のように酷評している：

「研究の基本的産産が軽視ないし完全に法律から規定排除し、……我が国社会保障の導入を10年以上遅延させただけでなく、……社会保障事業は政府が行うとしただけで、管掌部署の明示がなく、一次元的考察と財政の統合的均衡的配分、事業の相互均衡維持はなおさら困難にされ、社会保障の基本理念が揺れる素地が作られた。……再分配機能の遂行を妨げる基準的悪法となり、今日の社会保障の勝

<sup>4</sup>崔千松(1991:24,35)も、洪鍾哲(1924年生まれ、74年に事故で溺死)が、「社会保障研究に特別に関心をもち」、日本出張の折に購入した社会保障関係の書物を2冊持参して事務室の様子を見にきたり、「5・16革命政府の若い血気の主体のなかには国民生活の均衡的向上に目標をお(いて)……督励してくれた」人士のうち、特筆すべき1人としている。

<sup>5</sup>革命政権の文教社会委員会の初代委員長・孫昌奎は審議会発足を次のように記録している(孫昌奎1962:33)：

「審議会のために千九百余万ウォンを予算に計上し、諮問委員十二名と専門委員四名を各各委嘱発令した。この審議会の発足は、社会保障制度実施のための強烈な政策的反映の具体化段階であり、同時に社会経済全般の近代化のための画期的な拠点といえるであろう。ここでは医療災害及び失業保険と公的扶助のため、先進諸国に対するこの方面の制度研究、実際調査及び法案作成等を進行させている。」

諮問委員12名、専門委員4名と、崔千松や孫鶴奎の記録と辻褄があわない理由は、不詳。

手な分掌がその結集の表象である。……社会保障の基本的理解ができていない（ため）、……社会保障の基本理念が揺れる素地」となった（崔千松1991：27-9）。

この法律によって、審議委員だけは法令規定によるものとなり<sup>6</sup>、本来目指していた研究職の根拠規定を法令に引き上げることはできず、新しい規程（閣令）に依るところとなった。1962年の「社会保障制度審議委員会規程」と、1963年の「社会保障に関する法律」「社会保障

審議委員会規程」を比較すると（表3）、1962年規程では、審議委員と研究職とも「手当て」を支給するとしていたが、63年の法令と規程では、審議委員は従前通り非常勤職として「手当て」を支給し、他方、研究職には「手当て」ではなく「研究費と旅費」を支給することと区分され、さらに研究職の「専門委員」（15人以内）についても、「研究委員」（5人以内）と「参事」（10人以内）とに分けられている。

表3 社会保障の審議機構と研究組織に関する規定内容と実態

		1962年	1963年末以降
審議機構	根拠規定	社会保障制度審議委員会規程（閣令）	社会保障に関する法律第5条第6条
	名称	社会保障制度審議委員会	社会保障審議委員会
	任命者	保健社会部長官	保健社会部長官
	任期	1年	2年
	構成	委員長：保健社会部次官 副委員長：保健社会部企画調整官 委員（長・副含む20人以内）：社会保障制度に関する学識と経験が豊富な者及び関係公務員中から、保健社会部長官が委嘱	委員長：保健社会部次官 副委員長2名：委員の中から互選 委員（長・副合わせて11人以内）：下記から長官が委嘱する 1. 関係行政部処の2級公務員以上の者 2. 勤労者を代表する者及び使用者を代表する者 3. 社会保障に関する学識と経験がある者
任命実態	委員長：保健社会部次官 副委員長：保健社会部企画調整官 委員：学会から8名（表4、参照）	不詳（表7、参照）	
研究組織	根拠規定	社会保障制度審議委員会規程（閣令）	社会保障審議委員会規程（閣令）
	名称・人員	専門委員（15人以内）（公務員は専門委員にはなれない）	研究委員（10人以内）・参事（5人以内）
	任命	保健社会部長官が任命する	保健社会部長官が任命する
	手当て	手当てを、予算範囲内で保社部長官が定める（公務員には支給しない）	研究費と旅費を、予算範囲内で保社部長官が定める

<sup>6</sup>保健社会行政のための審議機構を設置する規定としては、保健部令第1号・保健委員会規程がもっとも早い。5・16直後、社会・生活政策に関しては社保審のほかに6つの委員会規程が、1962年に順次、制定されており、長官を委員長とするもの（海外移住委員会規程、児童福利委員会規程、淪落女性善導対策委員会規定）と、次官を委員長とするもの（家族計画審議委員会規定、都市零細民生活保護委員会規

程、生活保護委員会規程）とがある。また、賃金委員会規程（1961年2月、國務院令第193号）は、社保審同様、専門委員（若干人）をおき、委員と専門委員には手当てと旅費を支給することができるとしている（保健社会部『保健社会部法令集』1962年）。これらの詳細についても、管見の限り、史料制約から、ほとんど解明されていないようである。

任命実態	8人(委員4人と参事4人)	(表7・8, 参照)
------	---------------	------------

出所：筆者作成。研究職については表5, また規程・法令の全文は資料II。

最初の審議委員は、崔千松(1991:10)によると、次のように、職指定の官僚5人と学界からの8人であった。後者には、社会保障分野の碩学・白昌錫を筆頭に、木曜研究会メンバーの梁在謨、禹基度のほか、いずれも、当時の人口・保健・医学・経済社会分野のそうそうたる人材揃いで、孫(1983:74-5)は、審議委員らはほぼ毎月、会合し、研究委員・参事らと

「渾然一体となって熱を帯びた討論をし」ていたという。とはいえ、規程にある「関係公務員」から委嘱するという条件にかなっていたのか、労使代表がいたのかなど、運用実態に関する史料はこれまで確認されていない<sup>7</sup>。任期は1年とあるので1963年2月には第2期委員が委嘱されているはずであるが、その点も不詳である(後掲, 表7, 参照)。

表4 「社会保障制度審議委員会」初代委員

(1) 職指定の委員

委員長	韓国鎭・保健社会部次官
副委員長	姜鳳秀・企画調整官
関係部署からの委員	金文永・労働局長, 金圓圭・社会局長, 李溶昇・医政局長

(2) 学界からの委員8人(ハングル順)のプロフィール

金仁達： 生没年不詳。1952年ソウル大医科大・副教授。「人口膨張と家族計画」(『国会報』1960年)
金致善： 1922生～96没。平安北道出身。ソウル大卒, Whit 大学文学士, 1955年シカゴ大ロースクール修士, 1963年からソウル大学教授(1970年ソウル大法学博士)。1958年, 国際法律家協会理事長, 59年に韓国労働法学会長。
白昌錫： 1914年, 平安南道生まれ。九州帝国大学法学科卒, 東京帝大経済学大学院卒。大学講義録として「ドイツ歴史学派経済学」を解説するため, 労働問題を中心とする『社会政策』(1958年)のほか, シュンペーター『十大経済学者』翻訳刊行(1958年)。1961年8月, 中央大学から崔虎鎭教授らとともに「重鎭教授集団解雇」され(教授らは革命の「逆利用」と抗戦:『京郷新聞』1961年8月29日), のち崇実大学教授。1966年に崔千松を理事長とする「韓国社会保障問題研究所」設立。
孫正璿： 1964年7月, 保健社会部の企画管理室長から次官就任(前任・姜鳳秀次官は「依願免職」:『東亜日報』1964年7月8日)。「児童福利について」『東光』1964年。「結核撲滅事業の問題点とその対策」『国会報』1968年。【「政府の農村振興事業」『協同』1955年9月 pp.47-51, 「行政事務再分配問題」『地方行政』1957年7号 pp.148-51もおそらく同氏の論稿】
梁在謨： 1959年, 保健社会部の「木曜研究会」に参加。「国民医療に関する研究」(延世大学保健衛生博士學位論文1961年)。「社会保障制度創始に関する建議」(1961年)。大韓家族協会会長だった1982年, 延世大学医務部総長兼医療院長に就任, 国際 CIVITAN 韓国本部長なども兼任。1992年, 韓国の家族計画(人口抑制)事業への貢献によりジョンズ・ホプキンス大学の「世界公衆保健75傑」の1人に選定。
禹基度： 1925生～79没。釜山出身。1950年ソウル大・商学部卒, 53年ソウル大学院経済学科修了(修論は『マックス・ウェーバーと経済学』)。55年新興大学助教授, 59年からソウル大商学部助教授。61年に国家再建最高会議文社委員会専門委員。1962年7月最高会議議長名「社会保障制度確立」指示覚書(第12531号)の草案作成の一人(孫鶴奎1983:81)。63年, 中央労働委員会公益委員, 65年, 民主共和党政

<sup>7</sup>孫鶴奎(1983:63)の注17に, 保健社会部「社会保障制度審議委員会報告審議事項」(1962)とする資

料の存在が示されている。

策研究室門委員，66年，労働庁次官，のち漢陽大学教授。著書に『社会政策総論』1961年，『社会政策各論』1964年，訳書『社会政策』ILO，1965年。「先経済開発 後社会開発」（全国経済人連合会1986：875-83再録）
陸芝修： 1906生～67没。日本の第8高等学校を経て東京帝国大学卒。1936～45年まで京城帝大予科講師などを経て，解放後，ソウル大学商学部のち文理科学部教授，経済地理学。
河相洛： ?～2001没。日本の中央大学法学部卒，ミネソタ大学院卒。ソウル大学教授。韓国社会福祉学会（1957年設立）の第2代学会長当時，5・16で学会活動が停止され，1973年に再建，会長に再任。編著『韓国社会福祉史論』博英社，1989年（当時すでに定年退職し児童家庭相談院長）。

出所：RISS（韓国教育學術情報院データベース）などをもとに筆者作成。

## 2. 社保審研究室の組織変遷

社保審研究室は誕生後，政府の方針や保健社会部長官らの意向を受けて，1968～72年頃まで「社会開発」構想のもとで組織拡充がみられたが，その後，75年から組織の格下げ，冷遇と縮減に向かう。組織規定などから，これを跡付けておく。

まず，社保審（研究室）の実体である研究職に関する規定部分を確認すると（表5），1963年改正での変更点は，名称と人数のほか，従前の「公務員は専門委員になれない」とする条項

が削除されたことと，「手当等」が「研究費と旅費」になったことである。公務員以外から任命することができるようになったが，公務員身分を保障するという規定はない。崔千松は社会保障政策に関する審議会を，國務總理直属下で，独立性を持つ常設の調査研究機関か，またはそうした機関を併設することを想定していた。そのため，調査研究に専従できる身分保障がなかったことが，「再分配機能と社会正義具現を数10年遅延させている状況」に帰結したと，再々，強調している（崔1991：20）。

表5 社保審研究員の処遇規定

	1962年規程	1963年規程（閣令）＝1970年規程（大統領令）
専従研究職	<p>第7条（専門委員）①委員会に15人以内の専門委員をおく。</p> <p>②専門委員は，社会保障制度に関する学識と経験が豊富な者の中から，保健社会部長官が任命する</p> <p>③専門委員は，社会保障制度に関する事項と，委員長が指定する事項を調査研究する。</p> <p>④公務員は専門委員になることはできない。</p> <p>⑤専門委員は，委員長の承認を得て委員会に出席し委員長の承認を得て発言することができる。</p>	<p>第6条（研究委員）①委員会に5人以内の研究委員をおく。</p> <p>②研究委員は社会保障に関する学識と経験のある者の中から保健社会部長官が任命する。</p> <p>③研究委員は，委員長の命を受けて社会保障に関する事項を調査研究する。</p> <p>④研究委員は，委員長の承認を得て委員会の会議に出席し発言することができる。</p> <p>⑤研究委員を補佐するために委員会に10人以内の参事をおく。</p> <p>⑥参事は，社会保障に関する学識と経験のある者の中から保健社会部長官が任命する。</p>
手当等	<p>第8条（手当等）①委員と専門委員に対しては，予算の範囲内で手当を支給する。</p> <p>②前項の規定による手当では保健社会部長官が定める。</p>	<p>第8条（手当等）①委員については，手当と旅費を支給する。ただし公務員である委員については，手当を支給しない。</p> <p>②研究委員及び参事については，研究費と旅費を支給する。</p> <p>③第1項及び第2項の規定による手当，研究</p>

		費及び旅費の支給額は、予算の範囲内で保健社会部長官が定める。
事務幹事	第9条（幹事）①委員会に幹事若干人をおく。 ②幹事は、保健社会部所属公務員中から保健社会部長官が任命する。 ③幹事は、委員長の命を受けて委員会の事務を処理する。	第7条（幹事）①委員会に、幹事若干名をおく。 ②幹事は、保健社会部所属公務員から保健社会部長官が任命する。 ③幹事は、委員長の命を受けて委員会の事務を処理する。
運営細則	第10条（運営細則）委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。	第9条（運営細則）この令に規定したこと以外に、委員会の運営に関して必要な事項は委員会の議決を経て委員長が定める。

注：1970年規程は、従来の閣令を大統領令にスライドさせたもので内容に実質上、変更はない。

出所：資料II，参照。

その後、社保審研究室の組織規定に変更はなかったが、1966年7月に再び鄭熙燮が長官に就くと保健社会部長官が定める例規または内規によって研究室の組織体制の強化がなされた。そして69年10月に鄭長官が退いて、時代も維新体制に入ると、例規や内規の改訂や運用によって、研究室（員）の処遇は一転して弱体化され冷遇されていった。表6が、現時点で入手できる社保審研究室に関する諸規程の変遷一覧である。

崔（1991：175）が、鄭長官のもので「社会開発」プロジェクトの開始とともに、研究員に公務員2級待遇が与えられたというのは、おそらく1968年4月の内規によるものであろう。1970年4月の規程改正は、閣令を大統領令に整理することに伴う形式上のもので、社保審研究

室の根拠規定に変更はなかった。しかし研究室の位置付けは、74年2月の研究班運営細則（例規）によって、事実上、社会局長の監督下におかれることとなった。75年1月には、規程改正によって特別手当での支給が可能とされたが、反面、研究室は社会局長の下の社会開発担当官の指揮監督下に落とされている。鄭長官時代の長官直属の待遇から、人員・予算・権限とも著しく制約されたことは言うまでもない。

しかもこの間、1971年に、韓国開発研究院（KDI）と家族計画研究院（現 KIHASA の母体の1つ）が、さらに76年には韓国保健開発研究院（同前）といった国立研究機関が設立されたことに照らすと、社保審研究室の政策形成における存在と役割の縮減は、一層際立つ<sup>8</sup>。

表6 社保審研究室に関する諸規程

年月	規程等
1962年2月	◆(1) 社会保障制度審議委員会規程（閣令）：専門委員（15人以内），手当て
1963年11月	(2) 社会保障に関する法律：研究委員については規定なし
1963年12月	◆(3) 社会保障審議委員会規程（閣令）：研究委員（5人以内），参事（10人以内），幹事（保健社会部公務員），研究費と旅費（手当ては「委員」のみ）
1968年4月	* (4) 社会保障審議委員会委員，研究員及び参事に対する諸給付規程（保健社会部内規，1970年「諸手当て支給規程」制定時に廃止）（注）
1970年2月	(5) 社会保障審議委員会規程（大統領令）：研究委員・参事については変更なし
1970年4月	(6) — 1. 社会保障審議委員会諸手当て支給規定（保健社会部例規，1968年内規廃止）：研

<sup>8</sup> 崔千松は、『我が国の社会保障』（1973⑧）の「緒言」で、「首席研究員」として、「韓国開発研究院に社会開発発展側面を扱う所任を委ねるのか、さもな

ければ別途、それと同等の社会的側面を扱う専門研究機関をもち、十分に扱えるようにしなければならないのではないだろうか」と述べている。

	究手当て・旅費について、研究委員は一般公務員2級甲類相当、参事は同乙類相当とする。
1970年6月	* (7) 社会保障審議委員会研究委員中、首席研究委員職務範囲に関する件（保健社会部令）（注）
1974年2月	(8) - 1. 社会保障審議委員会研究班運営細則（保健社会部例規，1975年改正）：社会局所属，総合担当新設
1975年1月	(6) - 2. 社会保障審議委員会諸手当て支給規定改正：研究委員・参事に期末手当てに準じる特別手当ての支給
	(8) - 2. 社会保障審議委員会研究班運営細則改正（保健社会部例規）：5班それぞれ研究委員1人・参事2人以内，業務総合を社会開発担当官に変更
1995年12月	(9) 社会保障に関する法律の廃止（法律第5134号「社会保障基本法」附則②）

出所：筆者作成（資料II，参照）。

注：番号(1)~(9)及びその枝番1. - 2. はいずれも年月日順。

◆は社保審の専従研究職任用の根拠規定。

\*は他の法令などから制定の事実のみは確認されるが，保健社会部法令集などが刊行されていない1966~74年の間に制定・廃止されたため，全文（内容）は不詳である。

以上の番号や記号は，資料IIと同じ。

こうした組織規程が実際に，どのように運用されたのかを知る手がかりは極めて限られている。

初期の実態として，社保審『研究現況』（1968⑦）が，設立から1969年10月の機構改正までの「審議委員（非常任）」と「常任委員」（研究員を指す）の任命状況を記している（表7）。これによると，1964~69年にも審議委員

が任命されていたとされるが，「社会開発」プロジェクトは別として，委員（会）の活動実態などの内実までは依然，不詳である。「社会開発」プロジェクトの研究成果の作成は，1974年ごろまで続くが，「事務局」まで持つ組織体制は，鄭長官着任後の68年2月から退任する69年10月までの2年足らずの短期間であった。

表7 社会保障審議委員会沿革（1962~69年）

年度	基準法	審議委員（非常任）	常任委員	備考（業務分掌）
1962. 3.10	社会保障制度審議委員会規程	15人	8人	1 医療保険 2 産災保険 3 公的扶助 4 総合
1964. 1.1	社会保障に関する法律 社会保障審議委員会規定	11人	研究委員 5人 参事 10人	1 社会保険 2 公的扶助 3 公的扶助と医療 4 関連事業
1968. 2	上に同じ 1. 機構拡張 2. 事務局設置	審議委員 14人 分化委員 38人	研究委員 9人 参事 12人 一般職 3人 臨時職 8人	1 社会保険 2 公的扶助 3 社会福祉 4 公的扶助と医療 5 人力開発 6 地域社会開発 7 社会倫理 8 関連事業
1969. 10.1	1. 事務局閉鎖 2. 社会開発計画班を構成	14人	研究委員 6人 (注)	1 保健班 2 社会班 3 人力班 4 関連班

注：1969年，研究委員は「8人」という元の記載を上から太く「6人」と修正している。なお出典の原文はすべて手書きである。

出所：社会保障審議委員会『研究現況』1968年，p.21。

社保審研究室の発足から閉鎖に至るまでの組織体制については、崔千松 (1991:174) が、1～2年おきに転々とした所在地ごとの「社保審研究室勤務者名簿」が最も詳しい手掛かりである。表8がそれである (ただし一部、人名は省略した)。研究所は、国務総理官邸に近い三清洞の社会事業指導者訓練院の一角に始まり、社会開発プロジェクトに従事していた最盛期は、ソウル市庁横の建設会館2・3階フロアを使い、その後、縮小されて同館5階に移され、さらに社会事業指導者訓練院別棟などを経て、最後に研究委員3人だけが残されたのは、果川市の新設・政府第2総合庁舎内であった。

鄭熙燮長官再任直後の1967年から73年頃までの社会開発プロジェクトによる隆盛期には、Dr.Chakalian などの外国人顧問もおき、規程には「室長」の職位の定めは見当たらないが、崔千松が「室長」として采配をふるったとされる。また、鄭熙燮長官が、研究委員を行政職に登用するなどの抜擢人事が、研究室の士気を高めたという。反面、長官が交代し、社会開発プロジェクトが終焉し、さらに維新体制に入って、1973年に制定された国民福祉年金法も石油危機を理由に施行延期されると、それまで社会開発

プロジェクトから「疎外」されていた行政官僚らが「反撃」を加えてきた (同前:135)。すなわち1974年の「研究班運営細則」制定で、研究室が長官直属から社会局長の監督下におかれると、それまで7年間の室長制度が廃止され、さらに1976年の細則改正で局長の下の社会開発担当官の監督下におかれると<sup>9</sup>、首席の地位も廃止された。

1976年に、社保審研究室が研究成果発表でも、保健社会部との間で何らかの軋轢があったと思わせる事態については、次の節で述べる。この頃の状況について崔千松いわく、「経済成長一辺倒」 (同前:2)<sup>10</sup>で社会保障、社会開発への関心の低い長官の時代になると、給与待遇も最低級の臨時職処遇に落とされるなど、「保社部局課の業務侍女に落とされ」、あるいは「保社部行政侍女に転落させ」られ、海外研究旅費なども流用されるなど、研究環境が一変した (同前:175)。ある大企業の社長からも、「『先日、大統領に会ったが、我が国では2千年代以降になってから社会保障という用語が使えるようになるものだ。』と、社会保障は大統領が禁忌する用語だと強調しながら重圧を加えた」りもされたと述懐している (同前:135)。

表8 社保審研究室の所在・体制と研究員 (1962～89年)

時期：所在地	研究室体制 (注1)
1962～65： 1962：三清洞・社会事業指導者訓練院 ソウル航空検疫所2階 乙支路・監査院別館	首席研究委員：禹基度 専門/研究委員4人：沈崗燮，崔千松，趙萬濟，韓相武 参事9人：姜南熙ほか
1966： 国会別館 建設会館8階	首席研究委員：許讚宗，李鐘守 研究委員3人：崔千松ほか 参事5人：姜南熙，馬舜河，廉世旭ほか
1967～70： 建設会館2，3階	室長：崔千松 首席研究委員：崔千松

<sup>9</sup>社会開発担当官は、1970年2月の保健社会部機構改正で企画管理室長のもとに新設され、73年3月には社会局長の下に移されたのち、81年11月に廃止されている。

<sup>10</sup>孫鶴奎も、維新体制期の1973年当時、「経済開発 (または計画) 一辺倒」という批判を公言している (『我が国の社会保障』1973⑧, p.24,28)。類する

表現として、「先成長，後分配」 (鄭熙燮：社会開発協会1980『社会開発』序言)、「先開発，後分配」 (孫鶴奎1983:3)、「先経済開発，後社会開発」 (禹基度1986:875)。経済学者では、趙容範が「先建設，後分配」を用いている (『後進国経済論』1973年，博英社，p.249，日本語版は『韓国経済論』1974年，東洋経済新報社，p.147)。

建設会館 5 階	研究委員 9 人：姜南熙，孫昌達，李珣 <sup>ㄴ</sup> （注 2）ほか 参事 11 人：李光榮，安彰洙ほか 顧問：Dr.Chakalian
1971～73： 三清洞・社訓別棟	室長：崔千松 研究委員 9 人：姜南熙，閔載成，李光榮，安彰洙，孫昌達ほか 参事 6 人：孫鶴奎，韓惠東ほか 顧問：Dr.Boss, Dr.Bacon
1974～75： 綜合庁舎1008号	首席研究委員：崔千松 研究委員 4 人：李光榮，辛善基，安彰洙，孫昌達 参事 1 人：韓惠東
1976～77：仏光洞・保健研究院	研究委員 5 人：崔千松，李光榮，安彰洙，孫昌達，辛善基 参事：76年 6 人→78年 5 人→80年 2 人 【1981.12.崔千松辞職】
1978：聖水洞・社会福祉従事者訓練院	
1980：政府第 2 綜合庁舎（果川市）	
1982：同上	研究委員 5 人：李光榮，安彰洙，孫昌達，鄭福蘭，金国道
1987～89：人口保健研究院に併合（社会福祉政策研究室）（注 3）	研究委員 3 人：安彰洙，鄭福蘭，金国道

注 1. 研究委員と参事の人数は，崔千松（1991：174）にある人名総数である。規定人数（研究委員 5 人，参事 10 人）を超えるのは，複数年次にまたがった延べ人数の可能性もある。

2. 1967～70年に在籍した「李珣」は，H.L. Willensky, *The Welfare State and Equality* (1975) の韓国語版『福祉国家機会均等』（韓国社会福祉協議会，1977年）の筆頭訳者「李珣」（表 4 参照）の誤記であろう。

3. 韓国保健社会研究院（KIHASA）公式サイトでは，1989年12月の名称変更時に，「社会保障審議委員会の研究機能を統合した」としている。

出所：崔千松（1991：174）

社保審の研究員について触れておくと，当初，研究者らの採用は，政党（韓国独立党）や労組などの人的ネットワークによっていたらしいことが断片的な情報から類推できる。例えば，最初の研究委員の一人，趙萬濟は，「三均主義主唱者の趙素昂の甥だという理由で李承晩政府から監視対象となり，5・16後に釈放され，縁故を通じて社保審に参加した」<sup>11</sup>と証言している。

学縁の可能性としては，崔の出身大学である民族私学・建国大学関係者では，許讚宗が「首席研究員」のうちに，ベヴァリッジ報告『社会保険と関連事業』の翻訳作業を主導した。許は，同じ時期の参事・廉世旭とともに，この直後の1968～69年には建国大学研究チームによる政府

委託調査『救護行政改善のための調査研究』に加わっている。

社保審の研究職は，身分が不安定なため，研究委員やとりわけ参事は 1～2 年間の短期間で辞めることが少なくない。孫鶴奎のように大学に転出した例もあれば，1971～73年に社保審研究室で年金問題研究に従事した閔載成は KDI に転出したが，その後も退職金・年金に関する著書を多数著わし，1988年の国民年金制度導入に貢献している。

崔千松に次いで長く在籍したのは，1967年から加わった安彰洙，次いで同じく孫昌達（1928生～86没）である。安の1969年からの最低生計費調査と公的扶助改革構想は，実現されなかつ

<sup>11</sup>禹明淑2008（梁ジェジンほか2008「産災保険制度」付録 2 インタビュー p.63）。このインタビューで，趙萬濟は，当時の委員で，専門知識があったのは崔千松と沈崗燮だけだと述べ，沈は，崔の知見は突出

していたと回想している（同，p.62）。なお趙は1925年生まれ，東京帝国大学経済学部卒，2013年現在，三均学会理事長。

たという史実とともに、韓国の社会保障政策史にとって重要な意義を有する。孫は、55年に会員制で運営された「社団法人・釜山労働病院」の創立に関わったあと、59年の木曜研究会に保健社会部嘱託の立場で参加している。このほか金国道は、老人施設などの領域で、研究旅費すらままならない冷遇をもとで、全国の老人福祉施設の惨状を記録している。これらについては、社保審の研究史として、次節で紹介したい。

## 第2章 社保審研究室の調査研究概要

「近來に至って、二年間、多幸にも研究者らの任意課題設定により、多少、専門分野別に接近が試行されているが、最低生計費調査、健康調査などの実際に必要な資料の生産供給のための社会調査活動はほとんど中断されている実情である」(崔千松1977:197-8)

### 1. 調査研究報告(1964~85年)が語る社保審研究室の足跡

社保審研究室が二十数年間に行った調査研究成果について、これまでのところ、資料考証や書誌情報の整理がなされた形跡がなく、またそれら調査研究の現物は、保健福祉部資料室、国立中央図書館、国会図書館のほか、各大学に散在したままである。そのため、後掲の資料Ⅲは、RISS 検索や崔千松(1991:194-201)をもとに、各機関で現物を確認しつつ作成したものである。その結果、現時点において、「社会保障審議委員会」(研究室)による調査研究成果として、1964年から85年まで、国際会議参加記録などの非公開内部資料や翻訳書数点も含めて、140点ほどが確認された。社保審研究室の吸収先である韓国保健社会研究院(以下、KI-HASA)が、創設40周年記念に作成したDVD資料集(2010年)は、原文をPDF形式で収録しているので非常に簡便で有益であるが、その収録数は89点にとどまっている。社保審研究室の軌跡を知るうえで重要な1976年頃の崔千松らによる著作が欠落しているほか、書誌情報の刊行年では、原文表紙にその記載がないものにつ

いて、後年の蔵書受け入れスタンプに依拠して「1982年」などとする誤りが多く(そのため1974~80年の間には研究成果が皆無であったかのようになっている)、韓国の初期・社会保障研究の実状や実態に誤解を生じさせかねないと危惧される。

社保審研究室の調査研究成果の確認と整理を困難にさせる要因は、第1に、ほとんどが政府・関係機関における内部資料であるため、公刊・市販されておらず、さらに社保審研究室が数年ごとに移転を繰り返したために、現物が散逸してしまっていることがあげられる。第2に、奥付がないため、表紙の記載をもとに書誌情報が作成されるさい、「社会保障審議委員会」が著者名からもれる場合がある。通常は、表紙下部に「保健社会部/社会保障審議委員会」と2段に分けて記載されているので、これを1つの組織の単著とする場合と、保社部と委員会との共著とする場合とに分かれるが、いずれであれ「社会保障審議委員会」検索でヒットする。他方、社会開発プロジェクト関連によく見られるように、表紙に「保健社会部」名しか記されていないものは、当然、社保審ではヒットしない。「社会開発」の書名検索でいくつかは発見された。タイトルに「社会開発」もつかないものなどがまだ掘り起こせていない可能性もあるが、社保審研究室の研究状況の把握を妨げることはないであろう。

表9は、社保審研究室が、時期別にどのような調査研究に従事していたのかを把握するために、後掲の資料Ⅲをもとに、刊行年次と分野別にタイトルを配したものである。時期別には、前章で見てきたような社保審研究室の組織状況を反映して、1967年に社会開発プロジェクトが始まるまで、医療保険等の社会保障制度構築を目指していた草創期、次いで「社会開発」プロジェクト研究で大いに活気づいた時期(1967~74年頃)、そしてそれ以降(1975~87年)の冷遇と孤立状態におかれた最後の十数年間である。以下、各時期別に研究動向とその成果について述べる。

表9 社保審研究室の調査研究タイトル（1964～85年：刊行年・分野別）

凡例(1) 丸囲い数字は、各年における書名のハンダによる（資料IIIと同じ）。

(2) 社会開発プロジェクトは1967年から74年頃まで続いたとされる。また刊行年不詳のものは末尾に配した。

(3) 網掛けをした調査報告は、表11に概要をとりあげている。

(3) 1976年以降の★は、表紙に、「研究資料：この資料は社会保障審議委員会研究委員及び参事の個別的研究結果であり、保健社会部の公式見解でないことを明らかにします」という記載があるもの。☆も付された1970⑦はその印がない版も確認されている。（資料III参照）

年	社会保障制度全般・社会開発・行財政	医療・社会保険	公的扶助・福祉施設	その他・翻訳等
1964				①一般社会保障と軍事援護との比較／社会保障審議委員会報告書第1輯
1965		①健康調査報告1965年度 ②医療保険法解説 ④雑誌・医療保険創刊号（* 2～4号は1966・67年）		③訳：後進国における社会保障（Booth 著）
1966		* 1965④医療保険の第2・3号		①訳：社会保障と関連事業（Bevaldge 著）【1965年『社会保障とその関連事業』】
1967		①健康調査結果報告1966 * 1965④医療保険の第4号		②ISSA 総会報告書（社会保障機構における再活事業及びその増進策に対する実態調査） ③干害地域生活実態調査報告
1968	③社会開発（基本構想及び長期展望要約） ④社会開発1968第1輯：基本構想 ⑤社会開発1968第1輯：基本構想（試案） ⑧ Social development	②保健・医療の長期目標1968-86		①国際社会福祉長官会議参加報告書 ⑥訳：実務資料（諸社会計画方法論） ⑦研究現況 ⑨江華道職業社会調査報告書（江原道社会経済実態調査報告書）
1969	①経済成長に伴う労働力移動実態と社会開発に関する調査研究 ④社会開発長期展望 ⑤社会開発長期展望（草案完成） ⑦社会福祉及び社会開発に関する資料 ⑬住宅実態調査報告（社会開発調査68-5） ⑮Reports on social development planning ⑯社会保障における世界的現況と韓国の地位	③保健医療受恵様相に関する調査研究 ⑩養老保険基礎調査報告	⑥社会福祉基礎調査資料（障碍者福祉編：草案） ⑧社会福祉長期計画（試案）	②保健と栄養事業1969 ⑨実務資料・統計取扱い例 ⑩15周年保健計画1972～86一次試案 ⑫訳：諸社会計画方法論 ⑭The Methodology of social planning and others by UNRISD

	① 共済組合実態調査報告	⑦ 社会福祉基礎資料調査報告書	⑧ 社会関係法令集
1970	② 社会開発計画の現状と展望 ③ 社会開発の現状と展望に関するセミナー報告書 ④ 社会開発1970第2輯長期計画 (1972-86) ⑤ 社会保障と国民経済：開発途上国 ⑥ 社会保障と国民経済：先進諸国における一般的な諸問題と諸局面 ③ 地域社会開発調査報告書	① 法人基本財産に関する研究報告書 ① 国民健康調査報告1971	② 社会開発計画・第1次国連セミナー参加報告書 ② 国民意識動向調査研究報 ③ UNアジア極東経済委員会社会開発会議・参加報告書 ⑤ 社会政策及び開発に関する顧問官の対韓報告書
1971	④ 地域社会開発モデル構築に関する基礎資料報告	⑦ 養老年金基礎調査研究	① 家庭福祉基礎調査資料 ⑥ 生活環境質態及び意識構造調査研究
1972	② 社会開発 (第3輯：構想) ③ 社会保障・社会福祉研究1972.8 ④ 社会保障・社会福祉研究1973 ⑧ 我が国の社会保障	⑧ 韓国の社会保険制度に関する研究	⑤ 社会福祉施設の管理運営に関する研究報告 ⑥ 韓国社会福祉共同募金会運営に関する研究 ⑦ 韓国の老人福祉改善のための総合的研究
1973	① 開発途上国の社会保障計画と我が国社会保障政策研究 ② 国民生活実態調査研究1974 (最低生計費計測) ③ 社会開発一部別事業展望一 ④ 社会保障・社会開発研究1974	① 各国失業保険制度の概要 ⑨ 韓国の国民傷病と医療費に関する研究	③ 社会気風醇化対策 ④ 社会変動から惹起された不條理現象に対する要因分析検討 ⑤ 社会福祉事業のための基準及び立法に関する研究会参加報告書 ⑧ 最近我が国海外移民の特性分析
1974	② 社会開発・社会保障・社会政策	① 医療保険制度に関する研究 ② 医療分業に関する研究：美国 ③ 韓国の保健医療に関する総合指標	⑤ 社会福祉事業のための財源調達方策に関する研究 ⑧ 要保護女性の福祉向上のための研究 ⑨ 我が国の社会福祉向上に関する研究
1975	④ 社会保障の現況 ⑩ 韓国の社会保障体系：基本体系構想 / 社会保障体系の確立に関する研究	① 社会開発・社会保障・社会政策	③ 社会気風醇化対策 ④ 社会変動から惹起された不條理現象に対する要因分析検討 ⑤ 社会福祉事業のための基準及び立法に関する研究会参加報告書 ⑧ 最近我が国海外移民の特性分析
1976	④ 社会保障の現況 ⑩ 韓国の社会保障体系：基本体系構想 / 社会保障体系の確立に関する研究	① 医療保険制度に関する研究 ② 医療分業に関する研究：美国 ③ 韓国の保健医療に関する総合指標	① 勤労者福祉に関する研究 ② 社会病理現象からみた貧困問題 ③ 社会保障関係法令集1976 ⑥ 社会醇化 ⑦ アジア社会開発情報交換所会議参加報告書 ⑩ 人力開発と賃金政策に関する研究

1977	⑤★韓国社会保険行政体制長期的改善方案	③医療保険法の解説 ④★医療保護制度に関する研究 ⑥韓国医療保険事業と医療資源利用に関する研究	①社会開発側面から見た児童福祉の新しい方向 ②社会福祉館に関する研究	①社会開発側面から見た児童福祉の新しい方向 ②社会福祉館に関する研究	⑥UN エスカップ参加報告書
1978	③★社会保障財政調達に関する考察 ④★社会保障総合計画研究	①★国民健康と医療実態 ②★国民福祉年金法令に対する再点検		⑤★社会福祉施設に関する調査研究	
1979	④我が国社会保障制度の所得再分配的影響		①★老人福祉に関する研究 ②★社会福祉施設運営改善方案 ③★医療保護対象から除外された低所得階層の医療保障に関する調査研究 ⑤★障害者福祉モデルに関する研究		
1980	⑦☆★韓国社会保障体制の改善発展方案	④★失業保険制度に関する研究 ⑤★医療保障の段階的發展模型構築のための調査研究 ⑧★韓国社会保険モデル (Model) に関する研究	①★法人基本財産に関する研究 ②★法人基本財産に関する研究報告付録 ③★社会福祉事業方法の研究	⑥★退職金制度に関する研究	
1981	④★社会保障財政 ⑤★社会福祉行政の伝達体系の改善 (II-I)	①★国民年金制度に関する研究 ⑥★医療保障の段階的一元化方案研究		②★勤労者企業経営参加制度に関する研究 ③★墓地制度に関する研究	
1982	②★社会保障：理論と実際 ③★社会保障：理論定立のための基礎	④韓国社会保険・医療保険制度の改善策	①家庭病理と社会福祉に関する研究		
1983		②★医療保険 (2種) 改善方案	①★母子世帯福祉に関する研究		
1984		②★国民福祉年金制度施行のための研究 ④★医療保険料算定業務の改善	①★高齢化社会に対応する福祉的方策 ③★心身障害者福祉政策研究		
1985	④★福祉行政体制確立に関する研究 I ⑤★示範福祉事務所運営に伴う諸般事項研究検討	②先進国の医療保障政策発展に関する比較研究 ⑥★医薬分業の効率的施行方策	①★法人の成立と租税問題研究 ③★福祉資源開発に関する研究	⑦日本国福祉事業現況視察報告書	
不詳		①国民健康と医療実態 (1976年頃か)		②記：日本厚生年金法 ③現行年金法内容比較	

出所：資料Ⅲに同じ。

## 2. 草創期の啓蒙的研究と実践的調査

研究陣容は、発足当時、4つの調査研究テーマを選んで、それぞれを研究委員と参事が1人ずつペアを組んで分担したという。『労働関係法規集』（世界文化社、1955年）の編纂者で労働行政に従事してきた沈崗燮は労働班（産業災害）を担当し、崔千松は、自ら曰く「社会保障研究の万能選手と見られたのか」（崔千松1991：22）、当時まったく手つかずの医療保険を、保健大学院卒の姜南熙とともに担当し、社会学や所得分配にも明るい碩学・趙萬濟が総合班、そして社会分野専攻の韓相武は公的扶助というように、医療保険、産業災害保険、公的扶助が当初の主たるテーマであった。

このうち、沈崗燮らによる産業災害補償保険法が、この時期、社保審研究室の成果が政策に結実されたほぼ唯一の事例である。「革命主体らが」、産業災害保険の必要性をよく理解を示している、「説得する必要性もなかったため、別に困難もなく起草も順調だった」（同：36-40）という。それに対して、崔千松らが担当した医療保険は、ほぼ最終段階で法案審査委員によって強制適用条項が削除され、その後のモデル事業も、労使双方の「連帯思想の欠如」など、「経済・社会的与件の未成熟」（同前）から、軌道に乗せることはできなかった。後年、1970年代後半の医療保険制度の導入では、年金同様、主導権は保健社会部から、経済企画院—韓国開発研究院ルートに移っていた。

創設直後の調査研究成果としては、保険制度の導入のための実態調査研究と、先進諸国の事例・情報の収集や翻訳等による研究・啓蒙活動が目を引く。

前者の実態調査は、医療保険分野の活発さが突出している。理由は、産業災害補償保険が実施にこぎつけたのに対して、医療保険（強制加入）の導入が持ち越されたことと、メンバーの

なかで最も専門的知見が豊富であったとされる崔千松がこれを担当していたから（注11、参照）、と考えられる。健康実態調査は、崔（1991：160-6）によると、1962年、1965年、1966年、1971年に実施して、いずれも報告書を作成したとのことであるが、1962年度調査結果だけ現存が確認できない。医療班は、こうした調査のほかに、『医療保険法解説』や雑誌『医療保険』（1964～67年）といった啓蒙活動も目を引く。

社保審研究室の研究活動の特徴として、常に国際機関や海外（多くは先進諸国）の動向をよくフォローしていることがあげられる。社会保障審議委員会（研究室）として、1966年10月にISSA（国際社会保障協会、1927年設立）の準会員となり、1967年の第16次総会に出席して以来、こうした国際会議への参加記録も、研究・啓蒙の必要性と説明責任を求められてか、都度都度、残している（1968年国連での長官会議、1969年ISSA マニラ、70年国連ECAFマニラ、72年・76年バンコクなど）。

また外国図書の翻訳では、1965年に、『後進国における社会保障』（ILO報告、ブース著）と『社会保険と（その）関連事業』（ベヴァリッジ報告）という、基本文献をいち早くとりあげている（表10）。いずれも一般には市販されていないが、主要大学に蔵されてきたので、社会保障政策研究に一定の貢献があったというべきであろう。ベヴァリッジ報告については、副題に「社会保障叢書（第1巻）」とあるように、継続して翻訳や調査研究をシリーズとする方針を立てていたものと推測される。その企画は実現されなかったが、研究室関係者による翻訳書としては、同じ時期に禹基度によるILO『社会保障への道』と、その後、1977年には李洵らの共訳によるウィレンスキー『福祉国家と機会均等』が出版されている。

表10 社保審とその研究員による翻訳出版

\* P.ブース『後進国における社会保障（国際労働事務局報告書 中）』社会保障審議委員会（金文洛ほ

か) 訳, 1965年

\*ベヴァリッジ『社会保険と関連事業——社会保障叢書（第1巻）——』社会保障審議委員会作成刊行（おもに許讚宗=当時, 首席研究員=が訳出）, 1966年（一部書誌情報では『社会保険とその関連事業』1965年）

ILO『社会保障への道』禹基度訳, ソウル出版社, 1965年

ウィレンスキー『福祉国家と機会均等』李洵・李光燾・咸世南共訳, 韓国社会福祉協議会, 1977年

注：\*は一般には刊行されていない。

出所：RISS などより筆者作成

ところで、社保審研究室として最初の調査研究報告は、おそらく『一般社会保障と軍事援護との比較／社会保障審議委員会報告書（第1輯）』（1964年①）<sup>12</sup>である。表紙には、毛筆で、「一般社会…との比較」、ページの下部に「保健社会部／社会保障審議委員会」とある。扉ページに、ペン字で「社会保障審議委員会／報告書／（第一輯）／監修：研究委員 禹基度（監修）／作成：助手 馬舜河」と記載されている。以下、本文もすべて手書き・謄写版刷りである。後年の報告書のように、「保健社会部長官 貴下」といった宛名などはないが、「（第1輯）」という記述から、定期的な研究報告書の作成を予定していたと推測される。この『報告書（第1輯）』は、以下の3点の興味深い史料価値を持つ。

第1に、創設直後、狭義の社保審（審議委員）と研究室（研究員）が、「渾然一体となって……討議していた」（孫1983：75）ことを傍証すると考えられる。というのは、研究委員ではなく審議委員であったはずの禹基度が、記念すべき研究室最初の報告書の監修者とされているからである。すでに触れたように（表4）、禹は、ソウル大学助教授であった1959年当時、木曜研究会に参加し、62年7月には最高会議・文社委員会の専門委員として「社会保障制度確立／指示覚書」（資料I）を草案した1人である。崔千松（1991）によると、禹は、62年2月の研究室発足当時、研究委員・参事8名には入っていないにも拘わらず、表8の出典箇所

（p.174）では、1962～65年、「首席研究委員」の欄にその名前が記されている。「首席研究委員」の根拠・役割や、禹の研究室での活動実態は不詳のうえ、また報告書での肩書は単なる「研究委員」であるが、審議委員にして、『報告書（第1輯）』の監修者に充てられ、研究室の「首席」格とされるような実態があったものと思われる。

第2に、この冊子は草稿段階のもののようにあるが、内容は、表題が示すように、一般（国民）社会保障（救護）に比して、公務員年金・軍事援護・国家有功者保護などが相当優遇されていることを、具体的な数字（金額等）をもとに示している。構成は、以下である。

第一節 社会保障の概念（pp.7-11）

第二節 社会保障の一部門としての軍事援護（pp.12-17）

第三節 制度上の差異（pp.18-66）

第四節 国庫負担上の差異（pp.67-92）

第五節 結論（pp.93-98）

具体的には、1964年度予算で、軍人援護、公務員年金及び救護行政について、対象者1人当たり社会保障費用（国庫負担）を概算すると、軍人8,000ウォン、公務員2,000ウォン、一般国民「救護事業」254ウォンと、比率が32：8：1もの不公平があるというものである（p.84）。「救護事業」254ウォンは、勤労救護を含む278万人についてであり、勤労救護を含めなければ

<sup>12</sup> RISS 及びその元となった延世大学の書誌情報では、『一般社会…との比較』というタイトルで「1970年頃」の作成としているため、1964年作成の『報告書

（第1輯）』とはまったく別のものと誤解される。なおこの冊子は、保健福祉部資料室では所蔵されておらず、KIHASA（2010）にも収録されていない。

さらに少ない180ウォンで、「救護」水準はとうてい「健康で文化的な生活に満たない」(pp.71-3, p.84)とも批判している。

分析や叙述は、十分に練られたとは言い難いが、主張は明白である。崔千松(1991:26)が、社会保障制度構築において、先行している公務員年金、軍人年金や軍事援護報償なども含めて、「均衡維持……総合的調整等が遂行できるよう」な改革を構想していたこととも附合する。この問題意識とテーマ設定が、崔の発案によるのか、禹基度なのか、別の第三者によるのか、またこのテーマを最初の研究報告テーマに取り上げることについての研究室内部の意思疎通や決定経緯はわからない。言うことは、このテーマが、軍事政権には挑戦的、反政府的であると受け止められてもおかしくないことである。この報告書が筆禍沙汰に発展した形跡はないが、これ以降、社保審研究室では、軍事援護については一切取り上げていない。崔は1990年代の晩年に至るまで「均衡」にこだわっていたが、韓国で、軍人年金の優遇措置(戦闘行為従事期間の2倍カウントなど)が、公に議論されるのは、2000年代以降の福祉改革においてである。

第3として、上記の一人当たり「救護事業」に関連して、在宅救護対象を283,000人などとする予算が、1962年7月30日付け文書によるものという情報を含んでいる点である。

「予算上でみると1人当たり濃度(density)は1500ウォン(10\$)の配定でソウル市29,000名、地方254,000名、合計283,000と予想していることについて根拠を知ることができない。保社部(は)1962年7.30日字救護事業概算書で対象者を2,784,087としており、勿論、建設部、農林部所管もあるが、予算面では救護対象者を283,000名、零細民は205,500名 計488,500名をあげている点是对象者中1/5程度にのみ方案を講究するという意思表示にしかない。」(p.71)

拙稿(2014a)で述べたように、保健社会事業で、在宅救護(保護)が1974年ごろまで、根拠不明で対象者総数に程遠い283,000人に固定

され続ける措置が、62年7月、第一次5ヵ年計画の策定と同じ時期になされたことが、このくだりから特定できる。また、64年度予算では、「1人当たり年間糧穀量(1日2.5合×閏年366日)」(p.70)と、救護基準を1人1日「糧穀2.5合」としていた点も、些細だが新しい発見である(実際には在宅救護は1人1日当たり小麦粉250gとされる)。

もちろんこの『報告書』の目的は、1962~64年度の救護事業の予算実態を後世に伝えることではなく、283,000人に固定することへの批判である。おそらく保健社会部にとって、こうした批判は保社行政への側面支援として歓迎できる反面、経済企画院など政府中枢との軋轢を引き起こす懸念材料でもあったと推測される。

### 3. 社会開発プロジェクト時代の政策構想

社保審研究室が主軸となった社会開発プロジェクトが、経済政策(とくに5ヵ年計画)にどのように反映された/されなかったのかは、すでに拙稿(2014b)で論じたので、ここでは、社保審研究室の歴史にとっての意義を考えてみたい。まずこのプロジェクトは、1967年から始まり、翌年には100人近い研究者を網羅した組織体制も整って本格化し、73~74年にかけて最終報告が出されて、終焉した。社保審研究室は、67年に孫昌達(研究委員)、安彰洙・李光榮(参事)らを迎えて、67~70年は20人、71~73年も15人という大所帯で、崔千松は「研究室長」、ほかにアメリカ人顧問も擁した(表8)。この期間の調査研究は、ほとんどが社会開発プロジェクトに関連していて、研究者個人の独自研究といったものはまずないと考えてよいであろう。また留意しておきたいこととして、当初、このプロジェクトは第三次経済開発5ヵ年計画(1972~76年)に盛り込むことを想定していたが、前章で確認したように、69年10月に鄭熙燮長官が退任し、さらに71年には5ヵ年計画案も確定されたため、72~73年には次第に社保審研究室及び社会開発プロジェクトへの風当たりが強まり始めていた。

保健社会部のこの時期の状況に関連して、注目しておくべきことは、1971年4月、鄭長官に代わった金泰東長官のもとで、『保健社会行政の実績と展望——保健社会行政白書——』（以下、『保社白書1971』）を非売品ながら、作成している。ここには、生活保護受給者の十数万人の「漏れ」があるなどの、政策実態が記されている。

この時期、社保審研究室の研究成果として特筆すべきことは、社会開発プロジェクトから安彰洙の最低生計費計測調査（1974-75年）と、崔千松による『我が国の社会保障（1973年）』の作成である。

安彰洙による最低生計費調査は、拙稿（2014b）で指摘したように、第4次計画のために保健社会部として作成された『公的扶助事業計画1次試案』（1975年）に集約され、その後、社保審研究室・安彰洙として『我が国社会保障と公的扶助に関する研究』（1975⑥）、『社会保障の現況』（1976年④）、さらに後年の『社会保険：理論と実際』（1982②）が出されている。周知のように、最低生計費に基づく社会保障制度は、社保審研究室の存続中にはついに実現されなかった。

とはいえ、注目されることとして、安彰洙はすでに1969年時点で、最低生計費の調査研究に着手していたことが、『社会福祉及び社会開発に関する資料』（1969⑧）によって確認される。全編が手書きで300ページを超えるこの資料の扉に、目次とは別に、次のような記載がある。

社会開発基本構想と長期展望に関する諸試論集

- 最低生活の保障
- 社会福祉サービス
- 社会開発と経済開発との関係
- 諸試標

続く目次の構成を見ると、I. 最低生活の保障、II. 社会開発と経済開発の関連性、III. 社会福祉サービス、IV. 社会開発の政策、V. 国際連合社会開発研究方式の生活水準国際比較、VI. 社会福祉事業長期計画（案）、VII. 社会福

祉長期計画所要判断推定資料、から成る。

目次と先の扉の間に2ページにわたる「編輯者註」に、「申南均／安彰洙」（当時、申は委員、安は参事）の名で、次のような記述がある。

「公的扶助分科委員会と社会福祉分科委員会の諸委員、研究委員、参事及びその他外部人士から提議された諸提案である。…／…附言しておきたいこととして論説の改変が甚だしく論理が分明でなく、相互に相衝することもあり、特に＜最低生活の保障＞中、第Ⅲ編等はそれが甚だしいのは、それだけ論議が激甚であった物語る。」

「最低生活の保障」の中の「第Ⅲ編」とは、おそらく「第3部 分科委員会再議附議案」を指すのであろう。そこには、「社会開発的な国民生活最低限として每人当たり民間消費支出の45パーセント線は……われわれの事情として最小限度、人権と生存権の尊重というところから、また、零細貧窮民を生産に参加させる点からも21世紀に向けて……最低生活保障の基点を形成するに、より重大な意義をもつことができる」（pp.293-4）という叙述が目を引く。ここでは、激甚な論議の詳細には立ち入らないが、安彰洙が以降、追及し続けた最低生計費計測の必要性が、1969年の社会開発構想初期に芽生えていたことが確認される。

次に、この時期の社保審研究室を語るときに欠かせないのが、崔千松らによる『我が国の社会保障』（1973⑧：以下、『我が国1973』）である。前述したように、この直前に保健社会部『保社白書1971』が作成されているが、この時期、社保審研究室の社会開発構想は政策主流には取り込まれず、国民年金構想でも新設・KDIが主導し始めていた。崔らの『我が国1973』は、こうした状況を打開するための、いわば研究室独自の白書と考えられる。作成者名は、唯一、「社会保障審議委員会研究室」（傍点筆者）と名乗り、第4次計画（1976～81年）に向けた社会保障構想を、ベヴァリッジ体系に求めて、社会保険—公的扶助—社会福祉—関連事業それぞれについて、政策実態に照らして今後

表11 『保社白書1971』と社保審研究室による社会保障の検証と構想

種別	社保審研究室による社会保障の検証と構想 (1973・76年)		
書名 刊行年月	『保健社会行政の実績と展望—保健社会行政白書一』 1971年4月	『我が国の社会保障』 1973年	『韓国社会保障体系：基本体系構想／社会保障体系の確立に関する研究』 1976年10月
略称(注1)	保社部『保社白書1971』	崔『我が国1973』(1973⑧)	崔『体系1976』(1976⑩)
表紙記載の著者・発行者(注2)	保健社会部	保健社会部／社会保障審議委員会 研究室	保健社会部／社会保障審議委員会
前書	「発刊にあたり」 1971年3月 保健社会部長官 金泰東	「緒言」1973年12月 保健社会部 社会保障審議委員会 首席研究委員 崔千松	「序言」1976年11月 保健社会部 社会保障審議委員会 研究委員 安彰洙
ページ数	本文286ページ 付録 pp.287-311	290ページ	627ページ
章構成	第1編 総論 1 経済開発と社会政策 2 1960年代国民生活の現状(保社行政実績) 3 1970年代の展望(第3次5ヵ年計画)	1 我が国社会保障の概観 2 社会保険 3 公的扶助 4 社会福祉 5 関連事業	1 社会保障 2 各国社会保障制度の近況 3 我が国の社会保障 ① 制度の概要 ② 社会保障長期計画(案) ③ 社会保障 ④ 公的扶助 4 我が国社会保障の現状と課題 ① 人口構造の変化 ② 経済構造の変化 ③ 社会保障の規模 ④ 所得保障 ⑤ 医療保障 ⑥ 社会保障制度樹立 ⑦ 問題の要約 5 結語及び建議
数字は「第*章」の略			
○囲い、数字は「節」	第2編 各論 1 疾病の予防と退治 2 生活環境の改善 3 家族計画 4 保健医療の拡充強化 5 医薬品管理改善 6 社会保険 7 生活保護 8 社会福祉 付録	1 緒言 2 研究課題 3 研究上の留意事項 4 社会保障のための諸原則と方法の適用 5 社会保障の体系的類型 6 我が国社会保障の体系的現況 7 韓国社会保障体系模型	
備考(注2)	・扉に朴正熙大統領写真	・唯一、発行者名(表紙)を「社会保障審議委員会研究室」としている	・★表紙に「保健社会部の公式的見解ではない」という記載
(注4)	・前書と目次の間のページに、「1971年度政府主要施策：経済、外交・国防、		・保健福祉部資料室に所蔵なし

<p>社会・教育・文化」,「国務総理施政方針」5項目,「保健社会部施政方針」: 1. 人間能力の開発 (健康な社会), 2. 生活環境の改善 (安定した社会), 3. 生活基盤の造成 (前進する社会)」 ・非売品</p>	<p>・保健福祉部資料室に所蔵なし ・蔵書先によって書名が異なる</p>	
<p>社保研究室による社会保障の検証と構想 (1978・82年)</p>		
<p>『韓国社会保障論』1977年</p>	<p>『社会保障総合計画研究』1978年度</p>	<p>『社会保障—理論と実践—』1982年度</p>
<p>崔『保障論1977』</p>	<p>崔『総合計画1978』(1978④)</p>	<p>孫『理論定立1982』(1982③)</p>
<p>崔千松(著) 韓国労使問題研究協会(発行)</p>	<p>保健社会部/社会保障審議委員会</p>	<p>保健社会部/社会保障審議委員会</p>
<p>「発刊にあたって」 1977年5月5日 上道洞借寓にて 崔千松</p>	<p>「保健社会部長官責下」 1978年10月28日 研究委員 崔千松 参事 金晚鎭・洪鍾珩</p>	<p>宛名なし 1982年11月30日 研究者 孫昌達</p>
<p>本文328ページ 付録 pp. 329-514</p>	<p>231ページ</p>	<p>156ページ</p>
<p>1 緒言 2 社会保障の概念 3 社会保障の構成及び方法論 4 社会政策的基調 5 社会開発方法論的接近 6 社会保障のための諸原則と方法の援用 7 社会保障類型 8 韓国の社会保障 9 望ましい韓国の社会保障類型 10 結語 付録 I. 社会保障に関連する筆者論説(他誌投稿分)(注2) II. 社会保障最低基準に関する条約</p>	<p>第1編 社会保障の理論的考察 1. 社会保障 2. 社会保障の運営原理 3. 企業経営と社会保障 4. 社会保障財政 5. 社会保障と所得再分配 6. 最低生活費 第2編 社会保障の実際 1. 社会保障と国民生活 2. 社会保障の実態 3. 社会保障財政 4. 社会保障規模の国際比較 5. 社会保障制度改善のための当面課題と建議</p>	<p>1 研究者の姿勢 2 社会保障とは何か(一般的理解) 3 社会保障の権利 4 社会保障の動向 5 社会保障の体系 6 社会保障の構造 7 社会保障の前提条件 8 社会保障の経済的効果 9 社会保障の限界 10 社会保障と福祉国家 11 国際社会保障とその課題 結論及び建議</p>

Ⅲ. 社会保障関係法令	画 / 社会 障 部 門 計 画 (1982~1986) 社会 障 部 門 計 画	画 / 社会 障 部 門 計 画 (1982~1986) 社会 障 部 門 計 画	画 / 社会 障 部 門 計 画 (1982~1986) 社会 障 部 門 計 画
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 扉の中央に「この冊を／誠娟と暁晴の出生を記念しつつ 妻 念と英秀、換英、煥哲／そして希勝、雅俊、鳳金に…」</li> <li>• 扉の下部に「題字 海州崔氏 (関北派) 宗親会／副会長 重山崔權俊先生 揮毫」</li> <li>• 口絵に、1960年代初、社保審研究室勤務初期の著者の顔写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ★表紙に「保健社会部の公式的見解はではない」という記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ★表紙に「保健社会部の公式的見解はではない」という記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ★表紙に「保健社会部の公式的見解はではない」という記載</li> </ul>

注(1) 「略称」は本稿での便宜上、命名したもの。また社保審研究室によるもの( )内数字は、表9と資料Ⅲと同じで、刊行年・書名ハングル順の番号に対応している。

(2) 「表紙記載の著者・作成者」「備考」欄の「/」(スラッシュ)は改行を示す。

(3) 崔 『保障論1977』の「付録Ⅰ」所収論稿6本は、「欧羅巴人の生計」(『産友誌』1955年初秋号)、「社会安全保障」(同前1955年送月号)、「トクビルの民主主義予言」(『韓国日報』1957年3月24日)、「自由の量」(『産友誌』1959年初夏号)、「社会保障制度考」(『大韓日報』1961年12月28日：全訳は後掲資料Ⅳ)、「社会保障の権利」(『社会福祉』1973年12月号：抄訳は後掲資料Ⅴ)、である。

(4) 備考欄の★マークは、資料Ⅲと同じで、表紙に「保健社会部の公式的見解ではない」という記載がついていることを示す。

出所：筆者作成

の方向性を論じている。この資料の検証と評価は、続く1976年以降の類似の調査報告とあわせて論じたいので、項を改める。

#### 4. 冷遇期の〈自由な〉調査研究

社保審研究室の全員が分担執筆にあたった『我が国1973』を作成したあと、1974年に、研究室は67年以來の「室長」をなくされ崔千松は「首席」となるが、75年の規程改正の結果、76年にはそれも廃止された（ただし、この時には参事の人数は増えている）。保健社会部では75年の『保健社会統計年報』が作成されず、続く76年の秋、「首席」を廃止しただけでなく、社保審研究室の調査研究の発表で異変が起こって

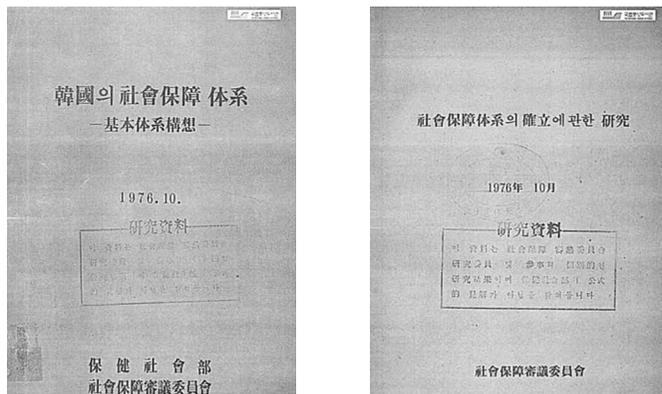
いる。

『韓国の社会保障／社会保障体系の確立に関する研究』（10月、崔千松、以下『体系1976』）に、次のような急ごしらえのゴム印らしいスタンプが押されている（図1）。以降は、スタンプではなく活字で、国際会議参加記録などを除いて、調査研究のほとんどに付されている<sup>13</sup>。

「研究資料：この資料は社会保障審議委員会研究委員及び参事の個別的な研究結果であり保健社会部の公式見解でないことを明らかにしておきます」

（1984年から「参事」をなくしたため、以降は「及び参事」がない）

図1 『韓国の社会保障体系／社会保障体系の確立に関する研究』の表紙（左）と扉（右）



注：崔千松（1991：195）は、この冊子の書名を単に「韓国の社会保障体系」としているが、いくつかの大学では「社会保障体系の…」で蔵している。

出所：国立中央図書館・デジタルライブラリーにて複写。

前年までは、例えば『社会変動から惹起された不條理現象に対する要因分析検討（1975④、参事・金玄操）といった奇抜なタイトルのものでも、まだそうした扱いはなされていない。また、1975～76年の調査研究では、安彰洙の『我が国社会保障と公的扶助に関する研究』（1975⑥）、同じく『社会保障の現況』（1976④：以下、『現況1976』）などが、資料Ⅲに示したように、

保健社会部を引き継いだ保健福祉部の資料室にも所蔵されておらず、KIHASA（2010）の収録からも漏れている。図1の『体系1976』の表紙と扉も、異例である。社保審研究室の調査研究とその発表をめぐって、政府サイドとの間で何らかの軋轢があったと推測されるが、真相や詳細はわからない。

崔千松は、翌1977年に、この『体系1976』をもとに、1950年代にパリから送った論稿なども付録に加えた『韓国社会保障論』（以下『保障論1977』）を韓国労使問題研究協会から刊行している。これを含めて、1976年前後の研究室の

<sup>13</sup>表8・資料Ⅲに示したように、一部、押印のないものもある。また、『韓国社会保障体制の改善発展方案』（李光榮，1980⑦）のように、蔵書先によって押印のあるものとないものも見られた。

異変によって、社保審研究室の調査研究がどう変わったのか、表11をもとに整理しておく。

『保社白書1971』以降、社保審研究室で社会保障体系を扱ったものとして、刊行年次順に、『我が国1973』『体系1976』『現況1976』『保障論1977』、その後、崔の『社会保障総合計画研究』(以下『総合計画1978』)、安の『社会保障——理論と実際——』(以下『理論と実際1982』)、そして孫昌達の『社会保障——理論定立のための基礎——』(『理論定立1982』)をあげることができる。

これらのうち『我が国1973』は、社会開発プロジェクトの名残であろうか、先述したように首席・崔のもとで研究員9人によって分担されている。1976年以降はこうした共同研究形式はほとんどない。

崔の『体系1976』『保障論1977』『総合計画1978』はいずれも、先進諸国との類型比較という切り口で、各種社会保険の段階的な拡充を主たるテーマとするが(後掲、表12)、社会保障の本質は再分配と公平にあるという主張は、一貫している。市販本である『保障論1977』には家族・孫らへの献辞と、1960年代初頭若き頃の崔の顔写真も掲載されている。

安彰洙は、『現況1976』の「序言」で、「公的扶助形式を社会保険の補足的給付に代替させ、……すべての国民をあらゆる生活危険から包括保護できるよう」という従前からの構想を述べ、ただし「最低生活保障」は前面には出さず、人口、経済構造の変化のなかでの所得保障のなかの最後の項目に配している。安は、公的扶助・最低生計費の研究を通じて、財政制度にも明るく、『理論と実際1982』でも、そうした関心の寄せ方がみられる。

孫昌達の『理論定立1982』の本題は、安の『理論と実際1982』と同じタイトルで一見、対をなすように見えるが、そうした連関性はない。「研究者の姿勢」に始まり、現実実態からは乖離した内容にとどまっている。

このように、社保審研究室の調査研究は、表紙の押印が言う通り、研究員各自が任意に課題

に取り組む体制にあったようである。社会保険や公的扶助だけでなく、金国道と孫昌達の『社会福祉施設に関する調査研究』(1978⑤)に続けて、金国道の『老人福祉に関する研究：老人福祉政策を中心に』(1979①)は、当時全国42ヵ所すべての老人施設を訪ねて、救護予算不足による収容生活の惨状が記録されている。調査予算の不足のためか、ソウルの在宅高齢者の生活実態は、大韓老人会・敬老堂の調査が転載されている。その後、金国道『墓地制度に関する研究』(1981③)は、その序言に、「正確な実証的考察をする計画であったが、政府の予算関係でたった1回の出張費もなく、研究者自費によって参考文献と資料を収集し……1年間、心血を傾けた」と記述している。

崔千松は『医療保障の段階的一元化方案研究』(1981⑥)を、社保審研究室19年勤務の最後の作品として、2人の定員削減に応じて、定年まで4ヵ月を残して1981年末に依願退職した。政治の民主化が徐々に始まっていたが、崔千松が考えていた連帯・分配や生存権思想に基づく社会保障制度が国家的課題になるには、さらに10年近い歳月が必要であった。

### 第3章 「行動する知性人」崔千松の社会思想と実践活動

「渡仏後……1955年に祖国に送稿した『欧羅巴人の生計』『社会安全保障』などは祖国社会の貧困問題を外国の生活と彼らの施政方向から絶叫したさげびだった。／南北の異質的社会生活下から、共産主義的強制的な配分や資本主義的安易な配分考慮ではなく、制度的で社会的共同意識下の連帯的責任で解決することはできないかという、平素のどん底の生活惨状の自身を標本に、その水準を向上させようという身もだえの表出であり、関心努力の一端であった。」(崔千松1991:15)

「我が国でも憲法と生活保護法によって、無能力、無依、無托の者は、国家の保護を受けるものとされているが、この精神や法解釈がどうあれ、こうした状況にある者らが彼ら自

らの権利として、日本の前掲事例のように、苦境に直面した場合、どのような主張をすることができるのかも比較してみるだけでも、とりわけそうした権利主張まで実際行使できないとはいえ、権利としての自覚の目を呼び覚ますくらいはできないだろうか。」（崔千松「社会保障の権利」1973年一抄訳は資料V）

### 1. 三均主義・パリ留学と連帯・再分配のための社会保障構想

崔千松は、その著書（崔1991）によると、咸鏡北道会寧郡生まれで、会寧公立商業学校を出て、1944年11月から富山・不二越軍需工場に徴用されたが、病気のため45年3月に徴用解除されている。解放後、「越南」して、〈民族私学〉を標榜する建国大学校（経済学）<sup>14</sup>に学び、53年2月、おそらく「産業銀行」<sup>15</sup>在職のままパリ・ソルボンヌ大学（社会学）に留学し、57年に帰国している。父親が独立運動に関わったために、「貧しい少年期と青年期……悲惨な生活」をしたと回想しているが、自らも「韓国独立党」（1928年、金九らが上海で結成）に所属し、「三均主義」<sup>16</sup>を信奉し、労働運動に関わっていた。「労働関係の仲間の懇請を受けて」、1960年の4月革命後に、産銀の「調査部・部長代理」職を辞して、7月の総選挙に出馬したが、落選している。

崔を「行動する知性人」と評する同郷の張泰煥（2002）によると、崔は1921年生まれで、97年7月に他界している。解放直後の45年10月に、会寧郡の自由選挙で、25人の人民委員会に最年少で選ばれ、臨時治安維持委員会の警備責任を

担ったが、侵攻してきた旧ソ連によって自治委員会が解体されたため、ほか5人の委員とともに越南し、ソウルで「咸北青年会」に合流し、「会寧郡民会」を立ち上げた。のち、母校の会寧商業学校の同窓会長、咸北親睦会発起人7人の1人となり、咸北中等同窓会連合会第4代会長にも就任している。ただし、こうした同郷ネットワークが、社保審研究室活動に直接関係するような記述は残されていない<sup>17</sup>。

崔の社会保障制度への関心と学識は、パリ留学時代に源流がある。

「社会保障が経済の再分配手段の側面から、南北の理念的対立の状況を緩和させることができるということだけでも……大いに脈略があった。渡仏して、二つの理念が共存する仏国社会を率いている政策の核心的手段として社会保障理念がフランス人生活の自由、平等、友愛の思想を支えている最も主要支柱だと見えたため、社会学の講義を聞きながら、社会保障の理念的、方法論的、現実にいっそう好気（ママ）心がそそられた」（崔1991：41）。崔の「南北の理念的対立」という一言に、封じられた望郷の念と南北統一への悲願を思わせる。『保障論1977』はこのほか、下記のパリ時代の欧米社会観察レポート4点と後掲資料IV Vを掲載している。

- ① pp.330-350：「欧羅巴人の生計」『産友誌』1955年初秋号；『フィガロ』紙上の欧州6カ国の生計実態レポートを、休暇中に翻訳して寄稿したもの。1953年渡仏後、初めて消息を知らせたもの。
- ② pp.351-364：「社会安全保障」『産友誌』

<sup>14</sup>建国大学校は、1931年「医療済民」掲げる実費診療院を母体として、46年に民族運動家の医師が「朝鮮政治学館」として開校し、当時ソ連の占領下にあった平安・咸鏡・黄海出身の知識人からなる西北学会の拠点であった（同校公式サイト <http://www.konkuk.ac.kr/>より）。

<sup>15</sup>「韓国産業銀行」は、1954年、朝鮮殖産銀行（1918年創立）を継承して設立された政府系特殊銀行である。

<sup>16</sup>三均主義とは、個人間・国家間・民族間の均等を目指すし、それによって政治的・経済的・教育的均等を

実現するというもので、1918年ごろから独立運動家・趙素昂（のち大韓民国臨時政府国務委員）が唱え始め、1931年、臨時政府（上海、金九首席）によって正式に採択・発表された。時期的にも、孫文の三民主義と通じ合う、民族解放と政治・社会改革を志向する開明的な社会思想である。

<sup>17</sup>鄭熙燮と白昌錫は平安南道出身である。崔との関係は思想信条を近くしたことが第1であろうが、咸鏡道と平安道の違いはあれ、同じ「以北出身」という立場が、同郷のよしみを通常以上に強くさせたとしても不思議ではない。

1955年送年号

- ③ pp.365-368:「トクビルの民主主義予言」『韓国日報』1957年3月24日；ソルボンヌ大学のアーロン教授の講義に接して感激して書いたもの
- ④ pp.369-375:「自由の量」『産友誌』1959年初夏号；パリ時代に書いたものが編集者の目にとまって掲載された。あまりにフランス礼賛が過ぎるが、当時の感激が消えないよう、加筆せずという。「最低生活確保のための自由がなければならない」と記述し、「自由は均等生活から」「すべてを平等に導く社会政策のみが自由への第一（で）拡大した発展をもたらす」などと記述している。

三均主義という社会民主主義的志向が下地にあったことと、南北分断を直に背負うような立場にあったことが、フランスの「共産主義的強

制的な配分や資本主義的安易な配分考慮ではなく、制度的で社会的共同意識下の連帯的責任」（崔1991：15）による経済社会システムに傾きさせたことは、ごく自然ななりゆきであろう。そして「自由は均等生活から」「すべてを平等に」というように、結果の平等を重んじている。

そうした平等志向は、社会保障構想においては、「一元化」「均等化」などの用語で語られている。具体的には、社保審研究室発足時から、公務員・軍人と一般国民との格差をなくして、一元的なシステムを構築すべきだとしている。医療保険では、職域等による分掌を一元化し、低所得の弱者から保険でカバーするためには、賦課方式による所得再分配機能を持たせるべきだという主張で一貫している。表12は、そうした制度を3次15年かけて段階的に実現するという構想である。

表12 崔千松による「社会保障の段階的発展考慮事項」

	導入段階／初期第1段階	成長拡充段階／中期第2段階	成熟発展段階／末期第3段階
1. 保障対象			
1) 医療保障			
①医療保険	定期所得階層主体	定期・不定期所得階層	全国民
②産災保険	定期所得階層（勤労者）	定期所得階層（特殊職・勤労者）	全定期所得階層
③年金制度包括	定期所得階層（特殊職）	医療保険包括	
④保護医療	生活保護対象者	生活保護者，零細民	生活保護者，零細民，失業者
2) 所得保障			
①産災保険	定期所得階層（勤労者）	定期所得階層（特殊職・勤労者）	全定期所得者
②年金保険	定期所得階層（特殊職・勤労者）	定期所得階層（特殊職・勤労者・一部国民）	全国民
③失業保険	定期所得階層（勤労者）	全定期所得者	
④家族手当て		配偶者，子女	配偶者，子女，要扶養者
2. 保障給付			
1) 医療保障			
①医療保険	業務外，業務上，医療薬剤	予防，治療，補装具	予防，治療，補装具，リハビリ
②その他	現物最低給付	医療保険給付包括	
③参加医療機関	病医院，歯医，漢医，薬局	病医院，歯医，漢医，薬局等	全医療機関，補装具，眼鏡
2) 所得保障			
①短期給付	月所得の40～50%	月所得の50～60%	月所得の60～80%
②長期給付	月所得の50%	月所得の60%（現価補償）	月所得の60%以上（現価）

3. 保障財政			
1) 医療保障			
①医療保険	月所得の2～5% 両者分担	月所得の3～6%両者分担（不定期 国家对本人6：4） 医療保険に準じる （救療 国家専担）	月所得の3～8%両者分担（不定期 国家对本人7：3） 医療保険包括（国家専担）
②その他	“ “ （救療 国家専担）		
2) 所得保障			
①定期所得階層	月所得の2～5% 両者分担	月所得の3～6% 両者分担	月所得の3～7% 両者分担 （不定期 国家对本人7：3）
②不定期所得階層	定額+国家補助	定額（国家对本人6：4）	
③その他	国家扶助	国家扶助	保険水準給付資金扶助
3) 事務費	国家，使用主	国家負担	国家負担
4. 経営主体			
1) 医療保障	組合と国家	公共機関，国家	公共機関
2) 所得保障	勤労者・特殊職・一般国民を部別分掌（多元制）	国家（特殊職・その他の二元制）	公共機関一元制

出所：崔千松『保障論1977』：311。

後年、1988年に国民年金制度が導入されたさいには、次のように批判している。2004年頃に起こった、若者らによる国民年金基金破綻予想のネット騒動を、まるで見越したかのようである。

「退役社会保障研究者に耳を貸すことなく、経済企画院の大原則・積立方式で、社会保障理念を度外視して出帆した。2千年代以降、……当時の勤労者には何の恵沢も与えない制度が名前だけ保社部所管として経営されているだろう」（崔1991：140）

『我が国1973』を編集し終えた頃、崔は日本の朝日訴訟に触れて、「社会保障の権利」（1973年）（資料Ⅴ）という一文を福祉関係誌に寄せている（後、『保障論1977』に再掲）。しかし、社会保障の権利が広く国民の関心となるには四半世紀を経なければならなかった。

### 3. 啓蒙活動のネットワーク

崔千松にとって研究活動は、経済の再分配を担う社会保障制度の構築という実践目標のための手段であった。広範囲に及ぶ人的ネットワークを活用しながら、自由な研究と発表の場を求めて、自ら研究団体を設立したり研究集会を開催するなど、啓蒙・情宣活動は非常に活発であ

った。

まず、社保審設置について、「革命政府関係者らの注意を集めようと、1961年12月28-29日付け、大韓日報朝刊に『社会保障制度考』（資料Ⅳ）を書いたという。設置後の1965～67年の雑誌『医療保険』（1～4号）も、おそらく保険制度の導入への支持を、広く求めようとしたものであろう。同様に崔千松の単著として、ここで多々引用している『保障史1991』のほか、社保審時代には『保障論1977』（労使問題研究協会）と、『医療保障政策論』（1980年、韓国法人問題研究所）がある。

崔は、社保審研究員の身分保障がなかったことを再々強く批判しているが、一方では、社保審研究室が「官主導で一部、斜眼的主導性が露骨に表出」したため、1966年6月に、白昌錫と自らが理事長となって、「韓国社会保障問題研究所」を設立している（崔1991：180-90）。設立目的は、「社会保障に関する諸問題を調査研究し、国民の理解を促進し、国際間の協調を図り、社会保障制度の普及発展に寄与すること」、である。「抗日闘争愛国志士」で友人の映画会社社長・朴承鶴を副所長として、おそらく同氏に出資を仰いだとみられる。12月に社団法人登録を申請したが、すぐに翌年1月に差し戻され、

鄭熙燮が長官になった直後の67年11月に認可が下りた。

1968年の「養老保険基礎調査」など、崔が主管する社会開発・医療保険分科会も、この研究所の事務所に移して行ったという。1968年に機関紙『社会保障』を発刊し、第2号(1975年)には、安彰洙の「最低生計費計測を終えて」(pp. 5-16)を掲載している。1976年にISSA会員となるための年会費1200ドル工面に奔走したのもつかのまで、その後、維新体制末期の社会団体整備方針によって、朴正熙大統領暗殺直後の79年11月に、社団法人登録が取り消されたという。

この研究所とは別に、1972年には、鄭熙燮を理事長とする「社会開発協会」を設立している。80年8月に400ページを超える『社会開発——90年代に向かう基本構想——』を刊行している

が、協会は同年、解散したようである。

崔千松は1981年末に社保審研究室を退任し、82年に、友人夫妻の漢医院に場所を移して、金学黙博士<sup>18</sup>を理事長に、自身を理事・所長とする社会保障問題研究所を再建した。経済5団体に支援を要請し、韓国労総、福祉施設連合である韓国社会福祉協議会、大韓赤十字事などの協賛を得て、1983年から95年まで、かなりの規模の「社会保障研究者大討論」をほぼ毎年、開催し、報告書を残している(表13)。同研究所は85年7月に社団法人申請を行ったが、8月に差し戻し(不許可)とされている。そのため88年に図書出版・社会保障社を設立し、同社から88年と95年の『大討論会報告書』を刊行している。

その間の1984年には、KDIに移った閔載成らと「社会保障学会」を創設し、実践のための社会保障研究を問い続けていた。

表13 韓国社会保障問題研究所主催・刊行『社会保障研究者大討論報告書』(1983~95年)概要

回, 刊行年	テーマ (報告書の総ページ数)	討論者数	備考 (注)
①1983	社会保障, 何が問題か (99)	23	大会は1982年11月に開催。初回から第8回まで朴魯敬(京郷新聞論説委員)参加
②1984	医療保障, 何が問題か (276, 本文114)	25	経総・労働経済研究所から参加開始
③1985	所得保障, 何が問題か	27	韓国労総から参加開始
④1986	医療保険, 何が問題か (129)	24	
⑤1987	社会福祉, 何が問題か (148)	21	
⑥1988	社会保障, これでよいのか (152)	26	社会保障社から刊行
⑦1989	国民年金, これでよいのか (124)	20	朴在侃・韓国老人問題研究所長が参加
⑧1992	医療保険, これでよいのか (184) / 巻末付録「日本の医療保険の特徴と問題点」	13	第2基調講演者・丸尾直美(慶応大)と発表者・亀山八郎(健保連)が出席
⑨1993	医療保険, このように改革しよう (148)	17	
⑩1995	国民年金, このように改革しよう (103)	15	社会保障社から刊行

出所: 韓国社会保障問題研究所主催・刊行『社会保障研究者大討論報告書』各年次(1988年と95年は、社会保障社から刊行)。

注: 毎号の巻末付録に、「社会保障関係文献目録(国内)」「討論会の趣旨文と招請状」「韓国社会保障問題研究所: 構図と現任組織」が掲載されている。

<sup>18</sup>1960年当時の保健社会部次官、後、大韓赤十字社事務局長、韓国脳性まひ福祉会会長、医療保険連合会

長などを歴任。

## 結び

社保審研究室を設置し、「経済開発一辺倒」を批判し続けた崔千松は、実に広い人脈、深い専門知見、そして高い社会改革の志をあわせ持つ、「行動する知性人」であった。1997年、市民団体「参与連帯」が主導する福祉改革が本格化した時期に他界したのは、福祉改革を託して逝ったのかとも思う。ただし崔千松と社保審研究室の遺業は、福祉改革に直接の関係性、連続性をほとんど持たない。異端の「行動する知性人」らの研究軌跡から、1960～70年代韓国社会を捉え直し、社会改革を考える一助としたい。

## 参考文献

### 【韓国政府による資料】

国家再建最高会議 1961～63 『最高会議報』第1～27号（月刊）

大韓民国政府 1962～89 『行政白書』（1963年版は発刊されず）

保健社会部 1954～『保健社会統計年報』（1955年版・56年版・75年版は発刊されず）

— 1971 『保健社会行政의 実績과 展望—保健社会行政白書—』（『保社白書1971』と略記）

第4次経済開発5個年計画・社会保障実務計画班（安彰洙） 1975 『公的扶助事業計画1次試案』（以下、『公的扶助1975試案』）

韓国保健社会研究院（K I H A S A） 2010 『1963～1989韓国保健社会研究院発刊資料 Collection II』（DVD）

### 【社会保障審議委員会研究室による調査研究】（詳細は資料Ⅲ、参照）

禹基度（WOO, Ki-do） 1964 『一般社会保障と軍事援護との比較／社会保障審議委員会報告書（第1輯）』

### 【研究文献（韓国語）】

社会開発協会 1980 『社会開発—90年代に向かう基本構想—』

孫鶴奎（SON, Jun-gyu） 1983 『社会保障・社会開発論』 集文堂

孫昌奎（SON, Chang-gyu） 1962 『革命1年の歩み：文教社会委員会所管』 『最高会議報』第8号，p.33

梁在謨（YANG, Jae-mo） 1961 『社会保障制度創始に関する建議』（保健社会部内部資料）

梁재진（YANG, Jae-jin）ほか 2008 『韓국의 福祉政策決定過程』 나남

張泰煥（CHANG, Tae-fan） 2002 『時代を豊饒に育てて行った経綸の知性人 崔千松会長』 『(統) 東明』（咸北親睦会創立第10周年記念誌） pp.438-40

全国経済人連合会 1986 『韓国経済政策40年史』

崔千松（CHOI, Cheon-song） 1977 『韓国社会保障論』 韓国労使問題研究協会

— 1991 『韓国社会保障研究史』 社会保障社

— （韓国社会保障問題研究所所長） 1995 『祝辞』（咸北中等同窓会連合会『咸北知性에 告함（に告ぐ）：咸北中等同窓会連合会誌』）

### 【研究文献（日本語）】

金早雪 2012a 『韓国の初期社会・生活行政をめぐる資料検証（その1）——朝鮮戦争時から休戦直後の行政統計資料——』 『信州大学経済学論集』第63号：123-162

— 2012b 『韓国の初期社会・生活行政をめぐる資料検証（その2）——『保健社会統計年報』の分析（1950年代後半）——』 『信州大学経済学論集』第63号：163-189

— 2012c 『韓国の初期社会・生活行政をめぐる資料検証（その3）——『救護行政の改善のための調査研究』（1969年）の分析——』 『信州大学経済学論集』第63号：191-246

— 2014a 『1960年代前半の韓国における反共国家建設と社会・生活政策——「救護行政」改革とその意義——』 『信州大学経済学論集』第65号。

— 2014b 『韓国・朴正熙政権時代の経済成長戦略と社会保障構想——社会保障審議委員会研究室の挑戦——』 『信州大学経済学論集』第65号。

資料Ⅰ 朴正熙国家再建最高会議議長の「社会保障制度確立」指示覚書 (1962年7月28日)

<p>国家再建最高会議</p> <p>文社第683号 1962.7.28</p> <p>受信 内閣首班</p> <p>題目 社会保障制度確立</p> <p>① 国民所得を増加させ、失業、疾病、老齡等の生活危険から国民を保護し、福祉国家を早急に打ち立てることは、我々の究極の目標たること。</p> <p>② すでに生活保護法を公布し、要保護者に対する扶助を実施しているが、国民、企業主、政府がともに参与し連带的に国民生活を保障する恒久的な社会保障制度が経済開発と並行して推進されなければならないこと。</p> <p>③ 社会保障制度の重要な分野である諸社会保険中、実施に比較的容易な保険を選択して着手し、この示範事業を通じて我が国に適合した制度を研究発展させ、総合的な社会保障制度を確立させるよう、措置すべきこと。以上</p> <p>議長 陸軍 大将 朴 正 熙</p>
--

注：孫鶴奎 (1983) によると、この指示覚書の文案作成者は、文教社会委員会専門委員の禹基度 (社保審初代委員)・呉貞根・孫昌達らとのことである。

出典：本文は、社会保障審議委員会『社会福祉施設運営改善方案』(1979年度 p.27) に依拠し、書式は、조영재 (チョヨンジェ)「健康 (医療) 保険制度」(梁재진外2008：第2章, p.72) に準じた。

資料Ⅱ 社会保障審議委員会と研究委員に関する法令・規程

社会保障審議委員会と研究委員に関する規程 (法律、閣令・大統領令、保健社会部例規) は、付表の通り、計9点の存在が確認される。時系列に(1)~(9)の番号を付し、現物が確認できない(5)(7)の2点を除いて、以下に訳出する。なお(6)と(8)は、ともに1975年に改正されているため、当初規程と改正をそれぞれ ( ) 数字のあと—1、—2、と枝番で示した。

付表 社会保障 (制度) 審議委員会に関する法令一覧 (番号は時系列で資料番号に同じ)

法律	閣令・大統領令	保健社会部例規 (注)
(2) 社会保障に関する法律 (1963.11.5)	<p>◆(1) 社会保障制度審議委員会規程 (1962.2.20閣令)</p> <p>◆(3) 社会保障審議委員会規程 (1963.12.16閣令)</p> <p>(4) 社会保障審議委員会規程 (1970.2.5大統領令)</p>	<p>* (5) 社会保障審議委員会委員, 研究委員及び参事に対する諸給付規程 (1968年4月1日保健社会部内規第46号, 1970年4月廃止)</p> <p>(6) 社会保障審議委員会諸手当て支給規程 (1970.4.22) →(6)―2, 改正 (1975.1.16)</p> <p>* (7) 社会保障審議委員会研究委員中, 首席研究委員職務範囲に関する件 (1970.6.30.例規第247号, 1975年1月廃止)</p>

(9) 社会保障に関する法律の廃止（法律第5134号「社会保障基本法」附則② 1995.12.30）	(8) 社会保障審議委員会研究班運営細則（1974.2.9）→(8)－2. 改正（1975.1.16）
--	---

注：番号(1)～(9)及びその枝番－1. －2. は年次順。

◆は社保審の専従研究職任用の根拠規定。

\*は他の法令などから制定の事実のみは確認されるが、保健社会部法令集などが刊行されていない1966～74年の間に制定・廃止されたため、全文（内容）は不詳である。

以上の番号や記号は、表6と同じ。

出所：法律(2)(9)は国会・法令検索システム・サイト、閣令・大統領令の(1)は、保健社会部『保健社会部法令集』1962年、(3)は保健社会部『保健社会部法令集』1965年、同・社会課編『社会福祉関係法令集』1965年、(4)(6)(8)は、保健社会部『社会関係法令集』1975年、同『社会保障関係法令集』1976年。これらのほか、保健社会部（柳準植編）『保健社会関係法令集』1963年も参照した（保健社会行政の法令集は、不定期に、かつ保健社会部の異なる部局から類似書が同時に刊行されている）。

### (1) 社会保障制度審議委員会規程（1962年2月20日 閣令第469号）

第1条（設置） 保健社会部長官の諮問に応じて、社会保障制度に関する事項を調査審議させるために、保健社会部に社会保障制度審議委員会（以下委員会という）をおく。

第2条（組織） 委員会は、委員長及び副委員長各1人を含む委員20人以内で組織する。

第3条（委員長及び副委員長） ①委員長は保健社会部次長がなり、副委員長は保健社会部企画調整官がなる。

②委員は社会保障制度に関する学識と経験が豊富な者及び関係公務員中から、保健社会部長官が委嘱または任命する。

③委員の任期は1年とする。ただし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

④公務員である委員の任期は前項の規定に拘わらず在職期間とする。

第4条（職務） ①委員長は会務を統理し委員会を代表する。

②副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったときにはその職務を代行する。

第5条（会議） ①委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。

②委員長は、保健社会部長官または在籍過半数から会議招集の要求を受けたときには会議を招集しなければならない。

③委員会の議事は、在籍委員過半数の出席と出席委員過半数の賛成により議決する。

④委員長は表決権を持ち、可否同数のときは決定権を有する。

第6条（報告） 委員長は委員会で議決された重要事項に関して、遅滞なく保健社会部長官に報告しなければならない。

第7条（専門委員） ①委員会に15人以内の専門委員をおく。

②専門委員は、社会保障制度に関する学識と経験が豊富な者の中から、保健社会部長官が任命する

③専門委員は、社会保障制度に関する事項と、委員長が指定する事項を調査研究する。

④公務員は専門委員になることはできない。

⑤専門委員は、委員長の承認を得て委員会に出席し委員長の承認を得て発言することができる。

第8条（手当） ①委員と専門委員に対しては、予算の範囲内で手当を支給する。

②前項の規定による手当は保健社会部長官が定める。

第9条（幹事） ①委員会に幹事若干人をおく。

②幹事は、保健社会部所属公務員中から保健社会部長官が任命する。

③幹事は、委員長の名を受けて委員会の事務を処理する。

第10条（運営細則） 委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。

附 則

本令は公布した日から施行する。

（出典）『保健社会部法令集』1962年版，p.58。

(2) 社会保障に関する法律（1963年11月5日 法律第1437号）

第1条（目的） この法は、国民の間らしい生活を図るために社会保障制度の確立とその効率的な発展を期すことを目的とする。

第2条（社会保障の定義） この法で“社会保障”とは、社会保障による諸給付と無償で行う 公的扶助を言う。

第3条（社会保障事業の管掌及びその内容） ①政府は社会保障事業を行うに必要と認めるときは、その一部を地方自治団体又はその他の法人をして行わせることができる。

②政府は社会保障事業を行うにおいて、国民の自立精神を阻害しないようにしなければならない。

③社会保障事業は国家の経済実情を参酌して順次、法律が定めるところにより行う。

④第1項の規定により、社会保障事業を地方自治団体又は法人に行わせるときは、その費用は国庫が負担する。

第4条（社会保障審議委員会） ①社会保障に関する重要事項について諮問に応じさせるため、保健社会部長官所属下に社会保障審議委員会（以下“委員会”と言う。）をおく。

②保健社会部長官は、社会保障に関する計画を樹立しようとするときは、あらかじめ委員会の諮問を経なければならない。

第5条（委員会の構成） ①委員会は、委員長1人と副委員長2人を含む委員11人以内で構成する。

②委員長は、保健社会部次官がなり、副委員長は委員の中から互選する。

③委員は次の各号の者の中から保健社会部長官が委嘱する。

1. 関係行政部処の2級公務員以上の者
2. 勤労者を代表する者及び使用者を代表する者
3. 社会保障に関する学識と経験がある者

④委員の任期は2年とする。ただし、公務員である委員の任期はその在職期間とする。

⑤補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

⑥委員会の運営に関して必要な事項は閣令で定める。

第6条（関係行政機関の協力） ①委員会は行政機関に対して、社会保障に関する資料の提出と委員会の業務に関して必要な協力を要請することができる。

②関係行政機関は、委員会から前項の要請を受けたときはこれに応じなければならない。

第7条（施行令） この法の施行に関して必要な事項は閣令で定める。

附 則 （第1437号，1963.11.5）

この法は公布した日から施行する。

（出典）保健社会部『保健社会部法令集』1965年版，「社会局編」p.63

（注）社会保障に関する法律は、1995年12月、社会保障基本法の制定（施行は1996年7月）に伴い廃止された。

(3) 社会保障審議委員会規程（1963年12月16日 閣令第1748号）

第1条（目的） この令は社会保障に関する法律第5条第6項の規定により、社会保障審議委員会（以下委員会という）の運営に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第2条（委員長と副委員長） ①委員長は会務を統理し委員会を代表する。

②副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときには委員長が指定する副委員長がその職務を代行する。

第3条（会議） ①委員長は委員会の会議を招集しその議長となる。

②委員会の会議は在職委員の過半数の出席と出席委員過半数の賛成で議決する。

③議長は表決権を持ち、可否同数のときには決定権を持つ。

第4条（職務） 委員会は社会保障に関する次の各号の事項を調査審議する。

- 一 医療給付に関する事項
- 二 休業給付に関する事項
- 三 失業給付に関する事項
- 四 老齢年金に関する事項
- 五 産業災害補償に関する事項
- 六 家族給付に関する事項
- 七 出産給付に関する事項
- 八 廃疾給付に関する事項
- 九 遺族給付に関する事項
- 十 葬祭給付に関する事項
- 十一 公的扶助に関する事項

第5条（報告） 委員長は委員会で議決された事項を遅滞なく保健社会部長官に報告しなければならない。

第6条（研究委員） ①委員会に5人以内の研究委員をおく。

②研究委員は社会保障に関する学識と経験のある者の中から保健社会部長官が任命する。

③研究委員は、委員長の命を受けて社会保障に関する事項を調査研究する。

④研究委員は、委員長の承認を得て委員会の会議に出席し発言することができる。

⑤研究委員を補佐するために委員会に10人以内の参事をおく。

⑥参事は、社会保障に関する学識と経験のある者の中から保健社会部長官が任命する。

第7条（幹事） ①委員会に、幹事若干名をおく。

②幹事は、保健社会部所属公務員から保健社会部長官が任命する。

③幹事は、委員長の命を受けて委員会の事務を処理する。

第8条（手当等） ①委員については、手当と旅費を支給する。ただし公務員である委員については、手当を支給しない。

②研究委員及び参事については、研究費と旅費を支給する。

③第1項及び第2項の規定による手当、研究費及び旅費の支給額は、予算の範囲内で保健社会部長官が定める。

第9条（運営細則） この令に規定したこと以外に、委員会の運営に関して必要な事項は委員会の議決を経て委員長が定める。

## 附 則

- ①（施行日）この令は公布した日から施行する。
- ②（廃止法令）閣令第469号社会保障審議委員会規程は廃止する。

出典：保健社会部『保健社会部法令集』1965年，同・社会課編『社会福祉関係法令集』1965年。

### (4) 社会保障審議委員会規程（1970年2月5日大統領令第4575号）

第1条（目的） この令は社会保障に関する法律第5条第6項の規定により，社会保障審議委員会（以下“委員会”という。）の運営に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第2条（委員長と副委員長） ①委員長は会議を統理し委員会を代表する。

③副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があったときには委員長が指名する副委員長がその職務を代行する。

第3条（会議） ①委員長は委員会の会議を招集しその議長となる。

④委員会の会議は在職委員の過半数の出席と出席委員過半数の賛成で議決する。

⑤議長は評決権を持ち，可否同数のときは決定権を持つ。

第4条（職務） 委員会は社会保障に関する次の各号の事項を調査審議する。

1. 医療給付に関する事項
2. 休業給付に関する事項
3. 老齢年金に関する事項
4. 産業災害補償に関する事項
5. 家族給付に関する事項
6. 出産給付に関する事項
7. 廃疾給付に関する事項
8. 遺族給付に関する事項
9. 葬祭給付に関する事項
10. 公的扶助に関する事項

第5条（報告） 委員長は委員会で議決された事項を遅滞なく保健社会部長官に報告しなければならない。

第6条（研究委員） ①委員会に5人以内の研究委員をおく。

②研究委員は社会保障に関する学識と経験のある者の中から保健社会部長官が任命する。

③研究委員は，委員長の命を受けて社会保障に関する事項を調査研究する。

④研究委員は，委員長の承認を得て委員会の会議に出席し発言することができる。

⑤研究委員を補佐するために委員会に10人以内の参事をおく。

⑥参事は，社会保障に関する学識と経験のある者の中から保健社会部長官が任命する。

第7条（幹事） ①委員会に，幹事若干名をおく。

②幹事は，保健社会部所属公務員から保健社会部長官が任命する。

③幹事は，委員長の命を受けて委員会の事務を処理する。

第8条（手当等） ①委員については，手当と旅費を支給する。ただし公務員である委員については，手当を支給しない。

②研究委員及び参事については，研究費と旅費を支給する。

③第1項及び第2項の規定による手当て、研究費及び旅費の支給額は、予算の範囲内で保健社会部長官が定める。

第9条（運営細則） この令に規定したこと以外に、委員会の運営に関して必要な事項は委員会の議決を経て委員長が定める。

附 則

この令は公布した日から施行する。

（出典）社会保障審議委員会『社会福祉施設運営改善方案』1979年度 p.27。

\* (5) 社会保障審議委員会委員、研究委員及び参事に対する諸給付規程（1968年4月1日保健社会部内規第46号）（1970年4月廃止）

—不詳—

(6) 1. 「社会保障審議委員会諸手当て支給規程」(1970年4月22日 保健社会部例規第244号)

第1条（目的） この規程は、社会保障審議委員会規程第8号により、社会保障審議委員会委員（以下“審議委員”という）、研究委員及び参事に対する手当て及び旅費に関する事項を規定することを目的とする。

第2条（会議及び諮問手当て） 会議に出席した審議委員については予算編成指針及び基準により、1号委員手当てに相当する金額を支給し、個別諮問に応じる場合にも前記相当額を諮問手当てとして支給することができる。ただし、公務員である委員と常任審議委員には支給しない。

第3条（研究手当て） ①研究委員及び参事に対して支給する研究手当ては別表による。

②前項の支給方法と支給日は、公務員報酬規程の定めるところによる。

第4条（旅費） 審議委員、研究委員及び参事で、資料収集又は調査研究のために国内【引用者注】出張する場合には次の基準により旅費を支給する。

①審議委員 一般職公務員1級相当額

②研究委員 一般職公務員2級甲類 相当額

③参事 一般職公務員2級乙類 相当額

④前項の旅費支給方法は、国内旅費規程及び国外旅費規程の定めるところによる。

附則

①（施行日）この規程は、1970年5月1日から施行する。

②（廃止）1968年4月1日 保健社会部内規第46号 社会保障審議委員会委員、研究委員及び参事に対する諸給付規程はこれを廃止する。

（別表） 研究手当て支給基準

支給区分 支給基準

研究委員 一般職 国家公務員 2級甲類俸給 相当額

参 事 一般職 国家公務員 2級乙類俸給 相当額

【注】この例規は、漢字を一切使わずにすべてハングルで書かれていて、第4条の注記を付した部分は、「국내의 출장하는 경우」(国内の出張する場合) — 傍点は筆者 — は、文脈からも、また次の②項で国外旅費に言及していることから、「국내외 출장하는 경우」(国内外、出張する場合)のタイプミスと思われる。

(6)ー2. 「社会保障審議委員会諸手当支給規程」一部改正 (1975年1月16日 保健社会部例規第335号)

【注】改正は第3条①のみで下線部を追記。

第3条 (研究手当) ①研究委員及び参事に対して支給する研究手当では別表による。ただし、研究委員及び参事に対して、予算の範囲内で、公務員手当規程第18条の規定による期末手当に準じる特別手当を支給することができる。

附 則

この規程は1975年1月1日から適用する。

\* (7) 社会保障審議委員会研究委員中、首席研究委員職務範囲に関する件 (1970.6.30.例規第247号) (1975年1月廃止)

—不詳—

(8)ー1. 社会保障審議委員会研究班運営細則 (1974年2月9日 保健社会部例規第318号)

第1条 (目的) この細則は、社会開発計画樹立又はその他事項に必要な各種資料の蒐集又は調査事項の能率化を図ることを目的とする。

第2条 (研究班設置) 前条の目的事業を遂行させるため、社会局所属下に社会保障審議委員会の研究委員及び参事で構成する研究班をおく。

第3条 (業務分掌) ①研究班に所属する研究委員と参事は、各々当該年度運営計画上の事業を中心に細分された業務を社会局長の監督下でこれを分担し処理する。

②その他保健社会部行政遂行に必要な諸般調査研究業務計画樹立及び執行過程において必要なときには、当該業務と関係する業務を管掌する研究委員又は参事に分担し処理させることができる。

第4条 (業務の総合) ①研究班内では、各個人別、業務遂行の円滑を期して、研究班全体業務の総合又は調整のための総合担当をおく。

②前項の総合担当は、社会開発業務に属する研究委員が社会局長の指示によりこれを処理する。

③総合担当は、総合又は調整計画と進行過程及びその結果を社会開発担当官に提出しなければならない。

第5条 (報告) 社会開発担当官は、研究班の各種業務事項を聚合し、長官に報告しなければならない。

第6条 (勤務) 研究班に勤務する研究員又は参事の勤務に関しては公務員法の規程によらねばならない。

附 則

1) この運営細則は1974年2月9日から施行する。

【注】第4条・第5条にある「社会開発担当官」は、1970年の保健社会部職制改正で、次官直属の「企画管理室長」のもとに新設され、1973年3月に企画管理室 (長) から社会局所属に移されたのち、1981年11月に廃止された。

(8)ー2. 社会保障審議委員会研究班運営細則 (改正1975年1月16日 保健社会部例規第334号)

改正内容は、第2条②（新設）、第4条（全文改正）及び附則②（新設）の3カ所。

第2条（研究班設置） ① 略——従前通り——

②第1項の研究班には社会開発、社会福祉、公的扶助、社会保険、地域社会開発をおき、各班は研究委員1人と参事2人以内で構成する。

第4条（業務の総合） 社会開発担当官は、研究班の各個人別業務遂行の円滑を期して、研究班全体の総合又は調整を行う。

附 則

①（施行日）この例規は1975年1月1日から適用する。

②（廃止）社会保障審議委員会研究委員中、首席研究委員職務範囲に関する件（1970.6.30.例規第247号）はこれを廃止する。

(9) 社会保障に関する法律の廃止 [(他) 廃止 法律第5134号 1995年12月30日]

社会保障に関する法律はこれを廃止する。

附 則（第5134号、1995.12.30）

①（施行日）この法は公布後6月が経過した日から施行する。

②（廃止法律）社会保障に関する法律はこれを廃止する。

（訳者注）「他」は他の法律の制定や改廃に連動する変更を指し、この場合は、「社会保障に関する法律」（法律第5134号、1995年12月30日制定）の、「附則②（廃止法律）社会保障に関する法律はこれを廃止する。」による。

### 資料Ⅲ 社会保障審議委員会研究室による調査研究（1964～85年）一覧

#### (1) 「社会保障審議委員会（研究室）」の調査研究

刊行 年	枝 番	タイトル	編著者・執筆者 (注2)	頁	備考(注3)	KIHASA -DVD (注4)	所蔵(注5)		
							福	中	国
1964	①	一般社会保障と軍事援護との比較 社会保障審議委員会報告書（第一輯）	禹基度委員監修，馬舜 河助手作成	128	☆手書き。延世大の書 誌は『一般社会…』 1970年刊行としている		○		
1965	①	健康調査報告1965年度	崔千松・姜南熙	95			○		
1965	②	医療保険法解説	(参事 洪昌燮)	416	☆序文は崔千松，手書 き	1	○		
1965	③	訳：後進国における社会保障（原題： Social security in countries which are not fully developed）	Philip Booth 著，金 文洛訳	171	檀国大学・大邱大学所 蔵			○	
1965 ～67	④	雑誌・医療保険（1～4号，1965-67年）	保健社会部		現存は第2・3号 (1966年)のみ。		○		
1966	①	訳：社会保険と関連事業（W. ベヴァリ ッジ著）；副題「社会保険叢書（第1 巻）」	(おもに許宗讚) / 社 保審作成刊行	283	☆建国大など6大学で 所蔵。【1965年『社会 保険とその関連事業』 425p：檀国大学所蔵】		○		
1967	①	健康調査結果報告1966年度	(崔1991によると崔千 松・姜南熙)	351	☆巻頭に鄭熙燮保社部 長官「激励辞」	2	○	○	

1967	②	社会保障機構における再活事業及びその増進策に対する実態調査—I.S.S.A16次総会報告書一	Dr. Choar Berkicz (仏・全国社会保障機構連合医療顧問)	132	☆ ISSA16次 総会 は 1967年開催	89	○	○	○
1967	③	干害地域生活実態調査報告		115	カトリック大所蔵				○ 1978
1968	①	国際社会福祉関係長官会議参加報告書	韓国代表团	175	☆	3	○		
1968	②	保健・医療の長期目標1968-86			江南大所蔵				
1968	③	社会開発 (基本構想及び長期展望要約)	(委員長は金道昶・保社部次官)	181	☆手書き	4	○		
1968	④	社会開発 1968: 第1輯 基本構想		224	☆1968⑤「試案」のタイプ版		○	○	
1968	⑤	社会開発 1968: 第1輯 基本構想 (試案)		533	☆手書き (PDF版 pp.487-9欠落)	5	○		○
1968	⑥	訳: 実務資料: 諸社会計画方法論	国際連合社会開発研究所	98	☆				
1968	⑦	研究現況		34	☆手書き	15	○		
1968	⑧	Social development		21	ソウル大法学部所蔵				
1968頃	⑨	江華道職業社会調査報告書: 江原道社会経済実態調査報告書		64	☆刊行年記載なし	88	○		
1969	①	経済成長に伴う労働力移動実態と社会開発に関する調査研究	(ナシミンほか)	596	☆巻頭は「保健社会部長官貴下」あて	8	●	○	
1969	②	保健と栄養事業1969		114	カトリック大・東国大所蔵				
1969	③	保健医療受惠様相に関する調査研究: 落伍地域住民を中心に	保健社会部	275			●		●
1969	④	社会開発長期展望	緒言は金泰東・保社部長官	208	☆12月刊行	9	○		
1969	⑤	社会開発長期展望 (草案完成)	緒言は鄭熙燮・保社部長官	310	☆本文手書き, 緒言は鄭熙「変」と誤記	10	○		○
1969	⑥	社会福祉基礎調査資料: 障害者福祉編 (草案)	(社会福祉分化委員会)	323	☆手書き	12	●		
1969	⑦	社会福祉及び社会開発に関する資料 (社会開発基本構想と長期展望に関する諸試案集)	(編集: 申南均・安彰洙)	1143	☆手書き	11	○		
1969	⑧	社会福祉長期計画 (試案)	緒言は鄭熙燮・保社部長官	268	☆手書き	13	●		
1969	⑨	実務資料・統計取扱い例		150	☆	14	○		
1969	⑩	15個年保健計画1次試案 (1972-1986)		367	☆手書き	7			○
1969	⑪	養老保険基礎調査報告		185					○
1969	⑫	訳: 諸社会計画方法論 (国際連合社会開発研究所)		98	☆	16			
1969	⑬	住宅実態調査報告 (社会開発調査68-5)	(チョヒョウオンほか)	226	☆巻頭「保健社会部長官貴下」あて	17	●	○	○
1969	⑭	The Methodology of social planning and others by UNRISD		82	慶北大所蔵				
1969	⑮	Reports on social development planning		84	慶北大所蔵				
1969頃	⑯	社会保障における世界的現況と韓国の位置		72	☆手書き	77	○		

1970	①	共済組合実態調査報告（社会開発一調査68-4）		130	☆	18	●		
1970	②	社会開発計画の現況と展望 SOCIAL DEVELOPMENT, TODAY & PERSPECTIVE FOR TOMORROW	（発表者：社保審主席 研究委員 崔千松）	72	☆英文対訳付き	19			
1970	③	社会開発の現況と展望に関するセミナー報告書		11			●		
1970	④	社会開発1970第2輯 長期計画<1972-1986>	（著者として社保審委員名簿）	677	☆前文は金圭東長官		●		
1970	⑤	社会保障と国民経済：開発途上国編	緒言は洪鐘寛・社保審委員長＝保社部次官	104	☆「発刊辞」は金泰東・保社部長官	20	●	○	
1970	⑥	社会保障と国民経済：先進諸国における一般的な諸問題と諸局面	緒言は洪鐘寛・社保審委員長＝保社部次官	62	☆「発刊辞」は金泰東・保社部長官	21	●		
1970	⑦	社会福祉基礎資料調査報告書1970（社会開発一調査一68-2）	（李満甲委員長ほか）保健社会部	878	☆	22	○		
1970頃	⑧	社会関係法令集	（保健社会部）	246	☆	6	○		
1971	①	法人基本財産に関する研究報告書（付録：社会福祉関係法令集）	参事：金国道	111	☆		○	○	
1971	②	社会開発計画に関する第1次国連通信訓練計画終結セミナー参加報告書	李光榮	139	☆		○		
1971	③	地域社会開発調査報告書：経済開発が地域社会発展に与えた効果に関する調査研究	（金相鎮）	246	☆手書き	23	●		
1972	①	国民健康調査報告1971	（姜南熙ほか3人）	167				○	
1972	②	国民意識動向調査研究報告	緒言は洪鐘寛・保社部次官＝社保審委員長	141	☆	24	●	○	
1972	③	UN アジア・極東経済委員会社会開発会議（第2次韓国代表参加報告書）	（崔千松）	184	☆	30	○		
1972	④	地域社会開発モデル構築に関する基礎資料報告	安彰洙	301	☆手書き		●		
1973	①	家庭福祉基礎調査資料：問題児童及び労働女性を中心に	安彰洙・韓恵東	302	保健社会部発行		●▲		
1973	②	社会開発（第3輯：構想）		320	☆手書き	25	○		
1973	③	社会保障・社会福祉研究（1972.8）		82	☆		○		
1973	④	社会保障・社会福祉研究 1973		96	☆		○		
1973	⑤	社会政策及び開発に関する顧問官の対韓報告書	顧問官 Dr. A. B. Bose	197	☆	26	●		
1973	⑥	生活環境実態及び意識構造調査研究	社保審（孫昌達・金相鎮）	349	☆社保審委員長＝保社部次官あて	27	○		
1973	⑦	養老年金基礎調査研究	（閔載成・李晩求）	176	☆緒言は「社会保障審議委員長貴下」	28	●▲		
1973	⑧	我が国の社会保障	保健社会部・社保審研究室（主席研究員：崔千松）	290	☆	29	●		
1974	①	開発途上国の社会保障計画と我が国社会保障政策研究	李光榮	100			●		

1974	②	国民生活実態調査報告書1974：最低生計費計測のための第1次試図第1号 調査報告概況	(安彰洙) <手書きで「前参事孫鶴奎」>	337	崔 (1991) では安彰洙・孫鶴奎『最低生計費計測のための国民生活実態報告』		●		
1974	③	社会開発—部門別事業展望—	保健社会部	563	☆		○		
1974	④	社会保障・社会開発研究 1974	保健社会部単独名	118	☆		●		
1974	⑤	社会福祉施設の管理運営に関する研究報告	崔千松・金晩鎬／保社部発行	76	崔 (1991) に記載なし		●▲		
1974	⑥	韓国社会福祉共同募金会運営に関する調査研究	崔千松・金晩鎬／保社部発行	84	崔 (1991) に記載なし		●▲		
1974	⑦	韓国の老人福祉改善のための総合的研究	崔千松・金晩鎬／保社部発行	43	崔 (1991) に記載なし		●▲		
1974	⑧	韓国の社会保険制度に関する研究	保健社会部 (李晩求)	153	崔 (1991) では李晩求『我が国の社会保険・・・』1975年		●		
1975	①	各国失業保険制度の概要	(李光榮・辛善基)	69	☆	31	○		
1975	②	社会開発 社会保障 社会政策：実践理論の導出を中心に	(崔千松)	117			○		
1975	③	社会気風醇化対策：理論定立のための試論	(孫昌達)	227	☆	32	○		
1975	④	社会変動から惹起された不條理現象に対する要因分析検討	(参事・金玄操)	66	☆	33	○		
1975	⑤	社会福祉事業のための基準及び立法に関する研究会参加報告書 (UNESCAP 主催)	(韓惠東)	246	☆	34	○		
1975	⑥	我が国社会保障と公的扶助に関する研究	安彰洙	248	1976④の草稿か。延世大学所蔵				
1975	⑦	我が国社会福祉施設の育成及び運営改善に関する小稿	(参事・韓惠東)	67	☆	35	●		
1975	⑧	最近我が国海外移民の特性分析	(参事・金玄操)	48	☆長官あて	36	○		
1975	⑨	韓国の国民傷病と医療費に関する研究		47	崔 (1991) では著者は宋健鎬		●		
1976	①	勤労者福祉に関する研究	(李晩九)	263	★11月刊行	37	●	○	○
1976	②	社会病理現象からみた貧困問題	(参事・金玄操)	172	★12月刊行	38	○	○	○
1976	③	社会保障関係法令集1976	保健社会部	1090	☆	39	○		
1976	④	社会保障の現況	(安彰洙)	627	★1975⑥参照			○	○
1976	⑤	社会福祉事業のための財源調達方案に関する研究	(韓惠東)	232	★11月刊行	40		○	○
1976	⑥	社会醇化—必要性とその要領	(孫昌達)	432	★10月刊行	41		○	○
1976	⑦	アジア社会開発情報交換所・会議参加報告書 (1976年5月)		107	☆本文55ページ	42	●		
1976	⑧	要保護女性の福祉向上のための研究	(鄭福蘭)	171	★12月刊行	43		○	○
1976	⑨	我が国の社会福祉向上策に関する研究		179				○	○
1976	⑩	人力開発と賃金政策に関する研究		108	西江大所蔵			○	
1976	⑪	医療保険制度に関する研究		129	西江大所蔵				○
1976	⑫	医療分業に関する研究：美国	(洪鍾衡)	111			●▲	○	○
1976	⑬	韓国の保健医療に関する総合指標		107	★11月刊行	44		○	○

1976	⑭	韓国の社会保障体系：基本体系構想 社会保障体系の確立に関する研究	(崔千松)	188	★10月刊行。4大学で『社会・・・研究』で所蔵			○	○
1977	①	社会開発側面から見た児童福祉の新しい方向	保健社会部	116	「児童福祉セミナー結果報告書」V.8		●		
1977	②	社会福祉館に関する研究	(安彰洙・韓惠東)	159			●▲		
1977	③	医療保険法の解説	(辛善基・鄭福蘭)	341			○		
1977	④	医療保護制度に関する研究	崔千松・許昌宰・洪鍾珩・金国道	206	★	45	○	○	
1977	⑤	韓国社会保障行政体制の長期的改善方案	李光燾・金玄操	161	★	46	○		
1977	⑥	韓国医療保険事業と医療資源利用に関する研究		101	延世大所蔵				
1978	①	国民健康と医療実態：部門別医療人力供給測定資料	(孫昌達)	153	★研究資料1978-5	47	○	○	○
1978	②	国民福祉年金法令に対する再点検：退職金制度との比較	(辛善基・鄭福蘭)	121	★研究資料1978-4	48	○	○	○
1978	③	社会保障財政調達に関する考察	李光燾	178	★研究資料1978-2	50	○	○	○
1978	④	社会保障総合計画研究	保健社会部(崔千松, 金晩鎬, 洪鍾珩)	231	★研究資料1978-1	49	○	○	○
1978	⑤	社会福祉施設に関する調査研究：実態調査を中心に	孫昌達・金国道	556	★研究資料1978-3	51	○	○	○
1978	⑥	UN エスカップ社会開発委員会第2次会議大韓民国代表団参加報告書(1978.12.6-12)	保健社会部編	96			○		
1979	①	老人福祉に関する研究：老人福祉政策を中心に	金国道	282	★	52	○		
1979	②	社会福祉施設運営改善方案	孫昌達	230	★	53	○		
1979	③	医療保護対象から除外された低所得階層の医療保障に関する調査研究		167	★	54			
1979	④	我が国社会保障制度の所得再分配的影響	李光燾	44			○		
1979	⑤	障害者福祉モデルに関する研究	参事・韓惠東	172	★	55	○		
1980	①	法人基本財産に関する研究：社会福祉法人を中心に	金国道	579	★	57	○		
1980	②	法人基本財産に関する研究報告付録：社会福祉関係法令集	金国道	109	★	56	○		
1980	③	社会福祉事業方法の研究	孫昌達	197	★	58	○	○	○
1980	④	失業保険制度に関する研究	参事・鄭福蘭	168	★	59	○		
1980	⑤	医療保障の段階的発展模型構築のための調査研究	崔千松	230	★	60	○	○	○
1980	⑥	退職金制度に関する研究	(辛善基)	255	★	61	○		
1980	⑦	韓国社会保障体制の改善発展方案	李光燾	260	★中央図書館所蔵 ☆保健福祉部所蔵	62	○	○	○
1980	⑧	韓国社会保険モデル (Model) に関する研究	参事・鄭福蘭	164			▲	○	
1981	①	国民年金制度に関する研究	辛善基	160	★	63	○	○	○
1981	②	勤労者企業経営参加制度に関する研究	鄭福蘭	187	★	64	○	○	○
1981	③	基地制度に関する研究：改善対策を中心に	金国道	175	★一部書誌で書名が「土地…」「基地…」	65	○	○	○

1981	④	社会保障財政	安彰洙	254	★	66	○	○	○
1981	⑤	社会福祉行政の伝達体系の改善 (II-I)	孫昌達	106	★	67	○	○	○
1981	⑥	医療保障の段階的一元化方案研究	崔千松	101	★	68	○	○	○
1982	①	家庭病理と社会福祉に関する研究	鄭福蘭	84	☆	69	○	○	
1982	②	社会保障：理論と実際	安彰洙	548	★	70	○	○	
1982	③	社会保障：理論定立のための基礎	(孫昌達)	156	★	71	○	○	
1982	④	韓国社会保障・医療保険制度の改善策	李光榮	182	☆	72	○	○	○
1983	①	母子世帯福祉に関する研究	鄭福蘭	88	★	73	○		○
1983	②	医療保険 (2種) 改善方案	孫昌達・河吉雄	55	★	74	○	○	1981
1984	①	高齢化社会に対応する福祉的方案	(孫昌達)	193	★	75	○	○	○
1984	②	国民福祉年金制度施行のための研究	(李光榮, 安彰洙, 金国道, 鄭福蘭, 孫昌達)	214	★	76	○	○	○
1984	③	心身障害者福祉政策研究：雇用促進制度を中心に	金国道	195	★	78	○		○
1984	④	医療保険料算定業務の改善	安彰洙	146	★	79	○	○	○
1985	①	法人の成立と租税問題研究：非営利公益法人を中心に	金国道	179	★	82	○	○	○
1985	②	福祉資源開発に関する研究：家庭福祉資源を中心に	鄭福蘭	164	★	83	○		○
1985	③	福祉行政体制確立に関する研究 (I)	李成基	112	★	84	○	○	○
1985	④	示範福祉事務所運営に伴う諸般事項研究検討	孫昌達	134	★	85	○	○	○
1985	⑤	先進国の医療保障政策発展に関する比較研究：韓国医療保障制度改善方案摸索	李光榮	309					○
1985	⑥	医薬分業の効率的施行方案	安彰洙	200	★	86	○	○	○
1985	⑦	日本国福祉事業現況視察報告書	李冲植・企画管理室長, 劉永学・国際協力担当室事務官	76	☆	87	○		
不詳	①	国民健康と医療実態							
不詳	②	日本厚生年金法 (翻訳)		302		80	○		
不詳	③	現行年金法内容比較 (公務員年金法, 軍人年金法, 産業災害補償保険法)		182		81	●		

(2) 崔千松 (1991: 194-201) に記載されているが現物が確認できないもの

刊行年	タイトル	編著者/執筆者	備考
1962	国民健康実態調査	崔千松・姜南熙	1964年刊行の誤りか
1968	韓国の価値観調査		社会開発関連の一部分か
1979	年金制度と退職金制度に関する研究	辛善基	辛1980⑥か辛・鄭1978⑧か

(3) 社保審研究委員による一般公刊書（1964～83年）

刊行年	タイトル	著者／出版社	頁	備考
1964	社会政策各論	禹基度／一潮閣	275	『社会政策総論』1960年
1965	社会保障への道（ILO）	禹基度訳／ソウル出版社	258	崔（1991）に記載なし
1968	産業災害補償保険法概説	沈崗燮／青丘出版社	502	湖南大では『産業…保険制度概説』
1977	韓国社会保障論	崔千松／韓国労使問題研究会	514	
1980	医療保障政策論	崔千松／韓国法人問題研究所	326	
1983	社会保障・社会開発論	孫鶴奎／集文堂	300	

出所：崔千松『韓国社会保障研究史』（1991：194-201），韓国保健社会研究院（2010），保健福祉部資料室・国会図書館・中央図書館での現物調査のほか，国家電子図書館（DLIBRARY）と韓国教育學術情報院（<http://www.riss.kr/>）のデータベースなどをもとに，筆者作成。

注(1) 刊行年に「頃」とあるものは，序文や本文記述から推定したもの。

(2) 著者欄で，個人名に（ ）付きのものは表紙には記載がなく，序文等で執筆者と確認された場合である。肩書きで，保健社会部は保社部，社会保障審議委員会は社保審と略した。

(3) 備考欄の記号はそれぞれ以下の通り。

☆ 表紙に，「保健社会部の公式見解ではない」という記載（押印）のないもの

★ 表紙に，「研究資料：この資料は社会保障審議委員会研究委員及び参事の個人的な研究結果であり保健社会部の公式見解でないことを明らかにしておきます」という記載があるがあるもの（1984年以降は参事ポストがなくされたため，「及び参事」はなく「研究委員の個人的な……」となっている）

（☆★いずれもないものは現物未確認のため不詳）

李光燧1980『韓国社会保障体制の改善発展方案』は，保健福祉部所蔵書には押印がなく，中央図書館蔵書には押印がある。

(4) 韓国保健社会研究院（2010）所収番号。

(5) 所蔵先の「福」は保健福祉部資料室，「中」は中央図書館，「国」は国会図書館。

○は「社会保障審議委員会」検索で上がってくるもの。

●は，「社会保障審議委員会」では出ず，「保健社会部」で検索できたもの。

▲は，「社会保障審議委員会」では出ず，研究者個人名で検索できたもの。

また数字は，刊行年に食い違いがある場合。

(6) 網掛けをしたものは，本文の表11，参照。

資料Ⅳ 崔千松「社会保障制度考」（1961年）全訳

（1961年12月28日 大韓日報朝刊掲載）

『1960年12月，総合経済会議で建議した社会保障制度審議委員会設置を求める文章である。著者 注』

【引用者注】上記3行は（ ）『』使いも含めて崔千松（1977：376）記載の通りである。

社会保障という言葉は近年我が国でも為政者や識者らの間で活発に広まり，真摯に論議される現象は，日常生活にあえぐ我々にとってはまことに喜ばしい成り行きでないはずはない。

しかし社会保障という言葉を理解する一部階層の人々が，この言葉をあまりにも厳格で完全な概念として現実社会に即刻的，全面的・総体的に早急に適用解釈しようとするために，過度に極め

て難しいものと認識されているようである。

社会保障という言葉だけにしても、すでに我が社会とはあまりにもまったくかけ離れた「ユートピア」を連想し、この実施さえ、子どもらの寝言のように、ほとんど妄想のように考え、とうてい実行不可能なもの一笑に付す人がいるのは心痛むことである。

現在、我が国で見ることができ部分的に施行されている一種の社会保障として知られている社会保険と社会救済形態は、さまざまな分野に発展することができる。

政府や公共機関又は会社や企業体など、諸般、社会集団において、俸給者に個別的に支払措置を講究している退職慰労金、業務中傷害、疾病補償金、家族扶養補助金などは、金額の多寡を問わず各自の俸給から控除積立するもので保険料を直接分担する一種の社会保険といえることができ、先般、公布された公務員法第26条による公務員災害補償規程は保険料の一部又は全部を国家が負担する一種の社会保険であり、労働法で規定している作業中の災害補償条項も、使用主が保険料を全額負担する一種の社会保険である。

企業経営化して保険会社が営む健康、教育、失業保険なども、その企業体の営利的目的を考慮せず、保険料金支払い人又は被保険者各自の関連する立場から見るときには、社会保険であり、革命後によく統合を遂げた軍事援護庁独立に付随する諸般援護事業も、一部は社会保険、一部は社会救済に分別することができ、過日の南原、ヨンジュ等での災害救済とその他地域の洪水等、諸般被害救済も随時発効する社会救済の厳然たる事実であろう。

国家又は民間が経営する医療機関、養老院、孤児院、職業補導所、託児所などは社会救済の諸機関であり、有料・無料の給食、衣料援助、厚生住宅なども一種の社会救済の方法であり、国内外から受け取る有償・無償援助の物資、資金もその用途によって、社会救済とみることができ、すでに莫大な財貨がこれに投入されてきたことは周知の事実である。社会保障という語が難しく認識されている我が国においても、すでに社会保障として庇護されている事実は、このように多方面で広くみられることであろう。

社会保障という語は1935年8月14日に公布されたアメリカ「社会保障法」にその語源を求めることができ、1942年11月20日イギリスで発表された「社会保険と関連事業に関する報告書」の中で説明された概念として把握することができる。

すなわち共通危険に対する共同分担原則にその基礎をおいた社会保険がこの中心となり、国家又は社会団体が営む社会救済を目的とする公共事業又は社会事業概念がこれを補強し、国民全体を「ゆりかごから墓場まで」保障するものである。

そのためこれには分担金（保険料）負担能力がない者といえども国家は無償でその最低所得を保障し、十分にその受惠条件が成立され、究極的に理想的な社会実現を最終目的とするものである。

したがって社会保険としてはとうてい包摂できないある国民階層に加入させると同時に保護事故の領域もこれに沿って拡張し、所得の中断喪失に対しては一層適切な給付を許与することによって国民全体の個々生活を保障するものである。

生活貧困が原因となって発達してきた社会保障制度は、1601年イギリスの「救貧法」、1863年アメリカ・マサチューセッツ州の「救貧法」、1881年ドイツ・ウィルヘルム1世の「ドイツ社会政策」、1893年フランスの「無料医療援助法」等によって実施された貧者救護の国家的事業化、すなわち私事業から社会救済へ無償公的扶助事制度に発展したことに、この概念的発展を見出すことができる。その後、産業革命とともに社会問題又は労働問題の解決と事後処理の一端として発達した労働者保護を主とする作業中災害補償を立法化したことがおそらく実質的な社会保険制度実施の始まりであろう。これが最初に実施された国はドイツで、1871年「災害責任法」と1884年「災害保険法」があ

り、続いて1897年イギリスの「労働者災害補償法」、1898年フランスの「使用者業務災害補償責任法」、1902年アメリカ・メリーランド州の「労働者災害補償法」と1908年連邦議会の「災害補償法」などがあり、日本では1931年によく「労働者災害扶助責任保険法」が公布された。我が国では労働法中、災害補償条項がこれに該当するもので、先般、公布された「公務員災害補償規程」が、[対象が一般の一引用者一]労働者ではないが、おそらく実質的な独立法とみなしうるのであろう。各国で発達してきたその内容も類似しており、当初は使用主に責任を負荷する極めて実施容易な方法を採用し、無償又は一部有償（保険料分担、すなわち月給控除積立）により立法され、漸次、一般保険化してきたものである。

次に制度化されたのは、職業廃疾 [ママ] 又は養老保障に関するもののようである。これもドイツでまずその実施を見て、1889年「廃疾及び老齢保険に関する法律」が出され、1905年フランスの「高齢者身体障害者不治病者扶助法」と1910年の「労働者農民養老保険法」、1908年イギリスの「養老年金法」、1935年アメリカの「鉄道退職法」、1939年日本の「船員保険法」と1941年「厚生年金法」等があり、アメリカと日本2ヵ国では上でみたように、比較的遅れたがそれぞれその試行をみたところである。昨年に実施された我が国の「公務員年金法」がおそらくこれに該当するもので、これだけでも施行されたことが多幸といえよう。諸外国においても、失業保険にまで手を伸ばすようになったのはごく最近のことで、産業革命の本拠地であるイギリスにその始まりを見出せるのはまことに当然なことであろう。同国では1912年にすでに「失業保険」が実施されて、そのあとに1927年ドイツの「失業扶助令」、1932年アメリカ・ウィスコンシン州の「失業補償法」、1939年フランスの「失業扶助法」、1947年、日本の「失業保険法」等が相次ぎ、この制度を創設した。先進諸国におけるこの制度の実施年度をこのようにみると、我が国での本制度実施は前途遼遠なものともみざるをえないであろう。一般健康保険が前記の諸国で制度化されたのは前述した労働者を始めとする俸給者保護問題と並行実施されて、当初においては医療施設中心に発達してきたが、今日においては、全世界でその普及の広がり迅速性をうかがうことができる。我が国でも各種医療機関を中心とする国家経営機構をみることができ、企業化された健康保険はほとんど常識化されて広く普及している。そのほか、特殊な社会保険としては1932年に実施されたフランスの家族補助金制度、その他諸国の妊産婦・児童保護のための保険等が社会保険として制度化されている。社会保険に関するこのような諸外国の努力はすでにまた国際労働会議に反映されて、これまで数次にわたって重要な議題として論議され、1944年5月、フィラデルフィアで開催された第26次会議では会員各国に、社会保障を基本理念とする、①「所得保障に関する勧告」と、②「医療に関する勧告」を採用することで、各国に対して本制度の積極的な普及を企図した。こうした国際機構又は先進諸国の積極的な施策とその効果に刺戟されて、現在では世界60余ヵ国でこれを実施しており、その中でも資源が豊富なアメリカはもちろん、フランス、イギリスを始めとする北欧諸国及びニュージーランド等は、事実上、社会生活面で貧困を克服した地上天国をつくった国々として一般に知られている。

今やわが国でも社会保障の一環として前記したように、公務員年金法と公務員災害補償規程の施行をみて、軍事援護を主とする社会救済の立法措置も実行に移されているところで、その効果はすでにさまざまな面であげていることを確認することは難しくない。しかしこうした問題はたとえ公務員や軍事援護等の部分的な面にとどまるものではなく、社会保険においては保険料負担能力分野を細密に調査分析し、一般俸給者・労働者はもちろん、漁村所得取得者にまで、その範囲を拡大して、社会救済においても全般的救済構想下で一般化する方向にこれを拡張すると同時に、経済5ヵ年計画とあわせて社会保障制度としての総体的、表期 [ママ：画期?] 的な計画下で統合考察されねばならないと信じる。そのため、早急に社会保障を統合考察する機構が実現されねばならず、そ

の機構の名称やら又はその機構がどの部署に隷属すべきかといったことは、その次の問題である。考察方法においても、社会保険と社会救済分野に両分して、さらに社会保険を保険料自己負担分野と国家又は企業主負担分野に区別理解し、社会救済も軍事援護を主とする救済と一般災害救済に分別認識し、厳密な計画下で保険実施の可能程度と救済目的の緩急性を厳格に策定〔し、〕資源と照覧し、その実施計画を樹立しなければならない。

再三繰り返して言及したように、今すぐに完全な社会保障制度をわが社会に確立するわけではなく、社会保障を実施、着手すると言うことでユートピアが実現されるだろうと言って、ここで筆をおくわけでもない。ただ、公務員を主とする社会保険と軍事援護を中心とする社会救済によって、我が国でも社会保障の礎石が投じられている昨今において、これを基盤として総体的で長期的な総合計画として社会保障制度を速やかに実施されることを求めてやまず、そのために、現在のあらゆる援助財貨と救済機関が統合機構に經由するよう体系化されねばならないことを強調しようとするのみである。社会保障制度実施を準備して統合考察する機構として、筆者は民主党治下で開催された去年12月15日～19日の総合経済会議の雇用及び生活水準分委に参加して、仮称「社会保障制度審議会」を国務総理直属下に設置すべきことを提議したことがあり、全体本会議でも異議なく通過し、当時政府に建議したことがある。すでに革命政府によって、社会保障制度の部分的な布石は投じられているゆえ、早い時日内に統合考察機構が実現されることを望むばかりである。

(忠武路と漢江辺にて。)

資料Ⅴ 崔千松「社会保障の権利」(1973年)抄訳<sup>訳注</sup>

(1973年12月号『社会福祉』掲載)

『権利としての社会保障……

あまりにもかない難いものだが考えてみるくらいは

実現される日を待ちつつ

夢に描いてきたことをここに

そのまま収録しておく。筆者註』

誰であれ自己を中心に利害関係を考えるとき、義務より権利のほうを主張するのが人情の常であろう。とりわけ後進国・開発途上国家において、貧困の遺産を先人や他人から受けたと考える現代社会においては、貧困な状況に処している人々が、いまま遂行しなければならない自己の義務を果たす前に、自身に与えられた権利の方向をまず追い求めるのはよくみかけることである。

しかし反面、今も旧世代又は伝統的価値観によって、自己や自己の扶養責任を負う家長にすべての貧困の責任があるとして、貧困の社会的責任に目を向けずにいることも否定しえない。自己が享有する自由権とともに生存権の優位性を認識しえずにいるとはいえ、経済理論的解釈や政治的主導理論によって自身らの権利の確認をなしえずにいること一再ならずである。

こうした情況への理解をあらかじめ念頭において、社会保障の権利、正確に言うと社会保障を受ける権利を論じることは十分に意義があることで、国民の自覚と社会発展が互いに相関関係が深く、

<sup>訳注</sup>「社会保障の権利」は、崔千松(1977:380-7)をもとに訳出した。韓国国立中央図書館の電子版書誌情報によると、初出は、民間福祉施設の連合体「韓国社会福祉協議会」の定期刊行物『社会福祉』1973年12月号(第21巻第4号)35～45ページに掲載されていたことが確認される。紙幅の都合から、ここでは全体の論旨を損ねない範囲で一部を割愛し、【 】内に訳者による補足を記載した。明らかな誤字等は断りなく訂正したが、原文の註1～7の記載や、冒頭・本文中の『』“”の用法や、さらに2ヵ所の改行スペースはいずれも原文通りである。

社会保障制度の導入がまた我が国の社会発展に大きく寄与することが間違いないと思料されるため、十余年、変わりなく社会保障研究の職責にとどまってきて、改めて権利としての社会保障に視角をめぐらそうというものである。

我々の生活には『小財産の個人としての自己の能力又は予知、そして同僚との個人的結合だけでは有効に備えることのできない本質的事故』<sup>(原註1)</sup>がつきまとう。

こうした場合に対処して、『市民に対して疾病の予防又は治療、稼働することができないときには生活の維持及び有償活動に復帰することを目的に給付を供与する諸制度』<sup>(原註2)</sup>が、具体的に準備されねばならない。

#### 【1節6行、略】

1948【原文では1984】年12月、UN 総会が採択した世界人権宣言第22条には、『何人も社会の一員として社会保障の権利を持つ』として、『社会保障の権利』(Rights to Social Security)の用語を用いており、まだ同第25条にはその内容を具体的に列挙して社会保障の権利を基本的人権として規定している。

こうした意味の生存権思想は1919年6月、ベルサイユ平和条約第13編『労働』に基礎をおく国際労働機構の創設とともに、その後続く多くの労働保護及び社会保障に関する国際条約の成立によって高められて、各国の継続的な関心表明と努力によって今日にいたっている。

また生存権思想を国家の憲法として最初に確定させているのは、1919年8月、ドイツ・ワイマール憲法第151条『人間価値ある生活』の保障という表現に求めることができる。そして第2次世界大戦の始発とともに1941年1月、アメリカ・ルーズベルト大統領が提出した対議会教書で、4種の基本的自由のひとつとして強調された『欠乏からの自由』によって、この思想はより広く伝わり、同年8月の大西洋憲章でもその趣旨が再闡明されている。

1944年4月、フィラデルフィアで開催された第21次国際労働【機構】総会では、所得保障と医療保障に関する勧告を採択し、1945年6月の国際連合憲章の前文にも『基本的人権と人間の尊厳及び価値に関する信念を再び確認する基調のうえで、『より大きな自由のもとで社会的進歩と生活水準の向上を促進すべきこと』を規定することによって、語りえない悲哀を人類にもたらした戦争の惨禍と損害から、将来の世代を救う措置を講究することに国際的な協力と努力を傾注するよう強調している。【この節では引用符』が1つ欠落しているか『が1つ余計】

こうした生存権思想の定着経路によって1948年の世界人権宣言に社会保障の権利が具体的に成立化されたのである。

#### 【1行スペース：原文通り】

社会保障の権利というとき、2種に区分して考えることができる。一つは、生存権保障を労働関係や労働条件の保障以外の方法で実現させるもので、いうならば必要で十分な社会保障立法の定立とその運営に必要で十分なものを国家に対して要求する権利の意味があり、また別のひとつは、この要求によって現実的に定立されねばならない社会保障立法によって一定内容の給付を請求することができる権利を意味するという、2種類である。

最初のもは憲法的な基本的人権それ自体の権利をいい、上位概念と理解することができ、2つ目の場合は法律的権利として下位概念と理解することができる。したがって前者は規範化された国家に要求する権利であり、後者は前者に準拠して整備される一定の法律規範の中で主張しうる権利ということができる。

(原註1) Approaches to Social Security, I.L.O. 1942年

(原註2) Approaches to Social Security, I.L.O. 1942年

上位概念としての社会保障の権利は、諸外国の憲法規定例でも各国ごとの規定に使用される用語が異なり、込められた概念が異なっている。

日本の場合は憲法第25条に『すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』と規定し、『国家はすべて生活面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上と増進に努力しなければならない』と規定している。

【フランス1946年憲法と（西）ドイツのボン憲法の紹介 2 節 8 行，略】

憲法規定例からみると西欧系統の諸国が、具体的で詳細だが、プログラムのな羅列ではなく実質的実行を強要する成文として規定しており、イタリアやスκανジナビア諸国でも同様である。

元来こうした社会保障の基本的権利の規定は、1952年 I.L.O.総会で採択された社会保障の最低基準に関する条約<sup>(原註3)</sup>にその主要内容が盛り込まれているが、世界労連主導のもと1953年ウィーンで開催された社会保障に関する国際会議が採択した社会保障の原則と基準がこれをより明確にしている。そこでは、『真意な意味での社会保障は労働によって生活するすべての人々をとその家族及び一時的または恒久的に労働不能となった人々に対して、法律で保障された基本的な社会的権利として理解されねばならない』と明記している。

【以下、その内容として、①権利性を中核とすること、②すべての勤労階級の人々が対象とされるべきこと、③疾病、出産、労働不能、老齡、労災・職業病、完全・部分失業、死亡、児童扶養等、あらゆる事故に対して保護されるべきこと、④給付の範囲と程度は、無制限・全額無料の医療を始めとして、必要とする“サービス”（いわゆるリハビリ）を含めて、必要な全期間、必要なだけ十分に給付されるべきこと、⑤費用は、国家もしくは雇用者、又は両者の負担によること（被保険者負担としてはならない）、⑥社会保障の管理は被保険者らの選出・代表による労働組合参加によること、などとしている。】

【こうした上位概念が、完全な社会保障体制として実現されるための】下位概念としての社会保障の権利とは、①実体的給付請求の権利、②手続き的権利、③自己貫徹の権利、の3種に区分される。

【これら3種を解説する 3 節22行，略】

しかし実際には保護給付の請求権利として要求があるとき、どの程度が最低限度の生活水準であるかを決定する場合、国家の負担能力がないことが理由となって各個人の必要な生活水準の給付請求が却下されたり減額されてはならない。

日本の場合、後述例示する A【朝日訴訟】の一審判決では、「最低限度の生活水準を予算の有無によって決定されてはならない」<sup>(原註4)</sup>としており、1951年1月22日のドイツ・ハンブルグ高等行政裁判所判決でも、「財政的考慮のために憲法を歪曲、運用させることは裁判官にあってはならない」としている。また別の行政裁判所長・ミュラーも『有効な法規範を尊重することより財政的考慮の側面を優越させることはいかなる場合でも法治国家の概念は一致しないことである」<sup>(原註5)</sup>として、実際、法の適用はどこまでも保護されねばならない個人生活自体が優先的に考慮されねばならないことを主張している。

【イギリスの国家扶助法に関する訴訟実態を紹介する 2 節16行，略】<sup>(原註6)</sup>

【1 行スペース：原文通り】

(原註3) I.L.O.第102号 1952年

(原註4) 権利としての社会保障 小川政亮 1970年（東京地方裁判所 朝日事件判決）

(原註5) Die Frage des Rechtsanspruchs des Hilfsbedürftigen auf Off entliche Fursorge] Recht des Arbeit, Muljer 1952年

(原註6) 【1960年の保護対象者1,857千人（扶養家族を含めると2,678千人）中、保護却下件数は296千人となっている、この数値の出典として】 Report of the National Assistance Board. 英国, 1962年

我が国でも生存権の基本権としての労働権の問題は憲法や勤労基準法によって、近代法治国家の体面を損傷させない範囲内で、そして経済開発の持続的成長を企図する見地から規制可能なところまで、あらゆる状況を法条文化して力を注いでいる。

また社会保障の権利の問題として、憲法第30条に『すべて国民は人間らしい生活をする権利』を有し、『国家は社会保障の増進の努力』をしなければならず、『生活能力のない国民は……国家の保護』を受けるよう規定している。

このような憲法規定がどの程度、実効的意義を持っているのか、または単純に国家の立法方針を提供する“プログラム”的意義しかないのかはわからなくとも、これまでの経済開発計画の効果と近代的法治国家の体面を維持するためにも、今や修飾的語句の憲法形式から抜け出て、その概念に適合した内実を持つように、力を傾けるべき段階に来たのではないかと考えられる。

我が国に導入・実施されている社会保障として公務員年金法、軍人年金法、産業災害【補償】保険法、医療保険法等は、こうした憲法的基本権利を保障するための実体的法律として、一部国民階層に対する一部生活危険に局限されてはいるが、ある程度、法が規定する内容の中には、法的権利保障がなされている事例【がある】ということができる。

しかし我が国の公的制度は社会保障に関する法律第1条に『国民の人間らしい生活を目指すために社会保障制度の確立とその効率的発展』を目的とすると規定し、生活保護法でも再度、『老齢、疾病その他勤労能力の喪失によって生活維持の能力がない者等に対する保護とその方法を規定』することを目的（第1条）として、『保障される保護の水準を健康で文化的な最低生活を維持することができること』（第4条）とする保護基準まで明示しているが、実際に法の適用において、他の国のように実体的給付請求の権利、手続き的権利、そして自己貫徹の権利が確保されているのか、あるいはどの程度の権利保障が法的に可能なのか、わからないのである。

事実、社会保障立法において社会保障的給付を受けることが要保護者の権利として、言い換えれば給付が給付主体【原文：立体】の義務としてなされると、明文で規定されねばならない。こうした意味で、社会保険立法の領域では元来、抛出と給付の対応関係の法理によって当然なこととなっており、最初から給付受給権の存在は明確に規定されている。

しかし公的扶助ないし社会福祉立法の領域では、抛出を前提としている社会保険とはその性質が異なり、無抛出の一般財源——実際はすべて国民が直接・間接に負担する税金財源であるが——を理由に、権利性が明確でないことが一般的通例である。したがって保護に必要な給付や措置は、保護当事者である行政機関の裁量に一任することが多く、こうした場合、権利性が明確でなく、恩恵的性格が伴うこととなる。権利性が明確でなければならないということは、給付請求権が自己貫徹のためにそれが違法又は不当な保険者や行政機関の成分又は行為によって侵害されたり、不満足を与えた場合、その救済を要求して異議を申請し、審査を請求し、最終的には訴訟を提起し裁判によって解決を求めることができるまで、法でその権利が保障されていなければならない。

こうした訴訟権としての給付請求権の公的扶助領域で明文化され、権利として保障されてきた過程をみると、日本の場合でも各種社会保険の給付請求権よりは格段に低められてきたことがわかる。1949年5月の基準法の施行規則改正の形式で不服申請の道が認定され、1962年10月からようやく行政不服審査法によって行政処分に関する‘審査請求’を行うことができるようになっていく。

我が国の生活保護法の基本権保障のための方向をどのように設定して、下位概念としての権利保障を明文としてどのように規定するのかということに、よい見本となる。

貧困であるという客観的事実だけで保障を受けるべき権利主張が可能なのか？ 憲法、生活保護法、その他社会保険諸法で規定されている社会保障の権利は、我が国の開発段階にはどの程度、主

張可能な権利なのか？ 法条文を扱う前にここで日本の事例をひとつ紹介する。国家の社会経済的背景が異なり、開発段階が異なる国であるから、どの程度、比較し理解できるかわからないが、我が国の社会保障の権利保障の方向と認識に大きな助けとなることであろう。

『Aは当年60歳の専門部商科出身で、会社員として勤務中、過労に加えて結核を患い30歳のときに国立療養院に入院し、今日に至るまで病苦を抱えている。国立療養院で受ける処遇は、単身無収入者であるため、生活保護法による医療扶助と入院患者に支給される月600円の日用品費名目の生活扶助を現金で給付されている。入院後15年が過ぎた45歳のときに、それまで消息が途絶えていた、彼を扶養した実兄がいることがわかり、療養院からその実兄に毎月1,500円をAのために送金するよう要請し、毎月1,500円をそれ以来、受け取るようになった。

このとき療養院当局はそれまで支給されていた600円の生活扶助は給付中断し、この1,500円から600円をAに日用品費名目で提供すると同時に、残り900円は医療扶助の自己負担部分として療養院会計に入金するという措置を取った。もちろんこの措置はすべて適法処理されたものである。この措置に対してAは長期重病患者として、600円の日用品費は不足するので400円を加えて1,000円に引き上げて欲しいと療養院当局【正確には県知事】に要請した。しかし療養院当局者は当時、入院患者に対する生活扶助600円は国家の支給基準であるため、どうにもできないという判断のもとにこれを却下した。Aはこれを不服として、再び、国家である厚生省大臣に再度要請した。こやはり国家でも法による限り、個別の事情による増減裁量権がないことを理由に却下された。そのためAは最後に、法が規定する範囲で、国家を対象とする行政訴訟を提起し、一審で勝訴判決を受けたものである。』

その後、2審では敗訴したが、最高裁まで行ったことはわかっているがその結果はわからないのだが、一審で勝訴した事実だけを見ても、社会保障の権利が定着していることが十分に理解できるため、ここに簡略に例示した。【1964年に原告が死亡し養子夫婦が訴訟を継続したが、最高裁は67年に、保護受給権は相続できないとして訴訟終了の判決を出した。】

公的扶助制度における給付の補足的原則によって、15年が過ぎたあとでも国家が扶養責任のある実兄を探して、その扶養義務を要求したことや、またこれに応じた実兄の良心的態度といい、法の執行と遵守のために国家と国民の努力も見習うべきことだが、それ以上に、生活扶助基準を持ち、個別事情にあわせて法の運営の是非を見分けようとする点は大いに注目すべきであろう。

我が国でも憲法と生活保護法によって、無能力、無依、無托の者は、国家の保護を受けるものとされているが<sup>(原註7)</sup>、その精神や法解釈がどうあれ、こうした状況にある者らが彼ら自らの権利として、日本の前掲事例のように、苦境に直面した場合、どのような主張をすることができるのかも比較してみるだけでも、とりわけそうした権利主張まで実際行使できないとはいえ、権利としての自覚の目を呼び覚ますくらいはできないだろうか。ここに社会保障の権利として歴史的な生存権思想と、すべての人々が享有しなければならない健康と生活を保障する社会保障の権利をたどってみる意義があるだろう。

今日の我が国の実情から、憲法や生活保護法で、国家に社会保障の責任ないし義務があるのかわからないのかを極める前に、例えば65歳に達した無依無托のおばあさんが、公的扶助の給付を受けられないか、不十分にしか受けていない場合、この保護の責任を国家に問う訴を提起できるのか、考えさせられる。

我々の権利が国家の能力、すなわち国民負担能力に照らしてみると、今はまだその権利確保が

(原註7) 保健社会法令集，保健社会部，1968年

難しいかもしれない。しかし社会保障の権利保障を法律で定着させねばならない作業は始まってもし時早いとはいえ、今や社会保障が権利として主張されても、過ぎたることでもないのではないだろうか？

口頭でだけ叫んできた社会正義が、社会生活の基本的権利主張によって現実的、具体的法の定着によって保障されてこそ、80年代の1人当たり国民所得1,000U.S.ドルの達成のための原動力としての国民的総和が形成され、参与の意欲を鼓吹させる捷徑ではないかと思われる。

（三清洞 社保審 事務室にて）

（受理日 2013年12月26日）